

令和 8 年 第 2 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 29 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 8 年 6 月 16 日 午前 9 時 30 分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和 8 年 6 月 16 日 午後 4 時 33 分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	太 田 政 信	出	9 番	山 口 虎太郎	出
	2 番	團 隆 則	出	10番	宮 崎 良 平	出
	3 番	水 山 洋 輔	出	11番	川 内 聖 二	出
	4 番	大 串 友 則	出	12番	森 田 明 彦	出
	5 番	古 川 英 子	出	13番	辻 浩 一	出
	6 番	阿 部 愛 子	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7 番	諸 上 栄 大	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8 番	諸 井 義 人	出	16番	田 中 政 司	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	山 口 卓 也	環境政策課長	松 尾 憲 造
	副 市 長	萩 尾 友 明	こども未来課長	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	健康づくり課長兼 統 括 保 健 師	本 村 淳 子
	政 策 部 長	津 山 光 朗	福 祉 課 長	馬 郡 裕 美
	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	小野原 博	地域共生社会推進課長	石 垣 かずみ
	市 民 部 長	筒 井 八重美	農業政策課長	坂 元 賢 治
	福 祉 部 長	山 口 貴 行	うれしの茶振興課長	岩 吉 栄 治
	産 業 部 長	井 上 章	観光商工課長	松 尾 良 孝
	教 育 部 長	森 永 智 子	建設農林整備課長	志 田 泰 崇
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	都市計画課長	馬 場 孝 宏
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	教育総務課長	大 曲 良 太
	秘書広報課長		学校教育課長	河 村 賢
	企画政策課長	中 村 忠太郎	社会教育課長	小 原 和 子
	総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	松 本 龍 伸	下 水 道 課 長	森 尚 広
	防災安全課長	志 田 文 彦	会計管理者兼 会 計 課 長	牧 瀬 玲 子
	財 政 課 長	金 田 正 和	監査委員事務局長	江 口 博 司
	市 民 課 長	武 藤 清 子	農業委員会事務局長	馬 場 恵
	税 務 課 長	副 島 崇 宏	代表監査委員	
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	太 田 長 寿		

令和8年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和8年6月16日（火）

本会議第4日目

午前9時30分開議

日程第1 一般質問

順次	通 告 者	質 問 の 事 項
1	芦 塚 典 子	1. 指定管理者制度について 2. 文化財の管理と保存について 3. 治水事業について
2	太 田 政 信	1. 市内のキャッシュレス化について 2. 電子契約導入及び押印見直しについて 3. AI活用および業務改革について
3	梶 原 睦 也	1. 避難所の環境整備について 2. 給水スポットの整備について 3. 会計年度任用職員と任期付き職員について
4	山 口 虎 太 郎	1. 温泉資源保護について 2. 旧医療センター跡地活用について 3. 地域交通手段について
5	阿 部 愛 子	1. 高齢者の難聴に対する支援について 2. 妊婦健診助成拡充について

午前9時30分 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

議席番号14番、芦塚典子議員の発言を許可いたします。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

皆さんおはようございます。ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。お茶の間等で御視聴の皆様、最後までどうかよろしくお

願いいたします。

それでは、今回の一般質問は大きく分けて、一つ、指定管理者制度についてお伺いいたします。また、市内に点在する文化財の管理と保存についてお伺いいたします。また、これからの出水期に向けて、災害対策として予定している事業、治水対策事業についてお伺いします。

それでは、1番目の指定管理者制度についてお伺いいたします。

現在、指定管理者制度で管理されている市の公共施設はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

2番目として、指定管理者制度で管理している公共施設の管理状況は適切であると評価できるのかどうか、お伺いいたします。

3番目として、指定管理者制度における行政のメリット、このメリットの適正化は図られているか、お伺いいたします。

以上3点について壇上からお伺いいたします。以下、また再質問については質問席よりお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

皆さんおはようございます。それでは、芦塚典子議員の指定管理者制度についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、現在、指定管理者制度で管理している市の公共施設はどのくらいあるかという点でございますが、現在、指定管理委託している施設は、いきいきデイサービスセンター「湯っくらと」、嬉野老人福祉センター、そして茶業研修施設嬉茶楽館、そしてうれしの茶交流館チャオシル、そして志田焼の里博物館、そして市営嬉野温泉公衆浴場シーボルトの湯、そして嬉野総合運動公園等、みゆき公園と鷹ノ巣公園です。そして、保健体育施設として、轟の滝球場、嬉野市中央体育館U-Spo（ユースポ）です。そして、道の駅「うれしの まるく」、そして嬉野市社会文化会館リバティ、そしてコミュニティーセンターの楠風館、そして広川原キャンプ場の以上14施設でございます。

次に、管理状況の適切かどうかということでございますが、現在、管理委託している管理状況は適切に行われていると認識をしております。

行政のメリットの適正化に関してですが、制度導入から20年以上経過をし、導入目的である民間ノウハウの活用や、柔軟かつ迅速な運営による住民サービスの向上については現在も適正に行っているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございました。現在の指定管理者制度は、住民の福祉と、また行政のメリットで適正に図られているということです。

4番目の質問に参ります。嬉野市の指定管理者制度に関して、以下の施設において基本協定書等の契約事務は適切に行われたかというのを伺いたいします。

まず、チャオシルについて伺います。令和6年の12月議会で修正動議が可決されておりまして、指定管理料の修正動議が可決されておりまして、466万の減額されております。そして、このチャオシルの基本協定書は令和7年2月14日に締結されております。そしてまた、令和4年4月1日に年度協定書で重要な管理業務を削除する協定書を結んでおります。そして、その後に議会の議決により減額された予算、420万だったと思います。指定管理者の減額された予算を、次の6月議会だったと思います。増額補正予算を出しております。

基本協定書では、まず、これはどの協定書にもあると思いますけど、2条、信義則の原則ですね。これはもうどの協定書にもあります。契約並びに執行は、信義に従い誠実に行わなければならないという第2条ですね。その他慣行法令を遵守し、本協定を履行しなければならないという、これはどの協定書にもある信義則の原則です。

第13条ですね、管理に要する経費というのがあります。指定管理者の管理経費に過不足があった場合でも、第8条に規定する場合を除き、指定管理料を増額または減額しないものとするがあります。ただ、議決により減額補正をしております。466万円ですね。その後に補正を組んで増額しております。ただ、この基本協定書には、どの基本協定書も一緒なんですけど、管理に関する経費で増額または減額しないものとするがあります。協定書に。

そして、その後に減額した分を第三者に委託しております。基本協定書には、第19条ですね。委託等の禁止ということで、管理業務を行うに当たり、管理業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならないと。請け負わせていいものとかいうのがあるんですけど、整備とか、警備とか、清掃とか、そういうのは大丈夫なんですけど、管理業務、これは466万円というのは微細な管理業務ではないです。これを一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。

そしてもう一つ、第三者に委託してはならないということを述べてますけど、ただし、第三者に委託する場合、同一業者であってはならないというのがあります。ましてや同一業者であってはならないというのがありますけど、同一業者に委託されております。

そして、2月14日に基本協定書を締結し、4月1日に年度協定書を結んでおります。これでは、年度協定書では完全に、嬉野市の議会での減額修正に至ったため、積算内容並びに事業計画を見直しを行い、集客促進業務等を削除するとあります。こういうのはほとんど適切じゃないと思います。基本協定書からするとですね。

それで、このような会計処理をチャオシルにおいてはなさってますけど、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

昨年のそういった事例でどう思うかと。なかなか難しい答弁になるんですけど、これまでの議会で議決された内容というんですかね、それが現在継続をしているというふうなところでございます。ですので、そこは3年の、チャオシルに関しては、7年度、8年度、9年度までの契約になりますので、その契約の中でしっかりと適正な運営をしていただくということになろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業部長。

○産業部長（井上 章君）

お答えをいたします。

基本協定が毎年この業務を行うと定めておりますけれども、年度予算がつかなかった場合には、その業務を除外しても、年度協定を締結することは、予算編成権限や予算執行の範囲内の行政裁量に含まれるという認識で思っておりますので、問題なく締結して業務を行っているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

それからもう一つです。増額した場合に、嬉野市の施設の管理条例で公示しなければならないというのがありますけど、それも400万は微細な金額だということで、告示か、告示してないです。

告示はしないし、基本協定書は変えるし、年度協定書には管理の重要な分を削除するという重要なことが書いてありますし、このような会計処理はしてほしくありません。今後はですね。これが通ったのは、減額したのをまた補正予算で増額するという行為はできないということは書いてないですけど、ほぼ今まで経験ありません。では、議会で減額修正した予算については、執行部が重く見ていただきました。今まで。こういう会計処理は初めてでした。

このような基本協定書を改定する、年度協定書を削除するとか、告示はないとか、こういう会計処理はあまり適切でないと思いますので、今後、市長をお願いします。適切な会計処理をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

今後はしっかりと、今後もしっかりと適切に行っていくと、指定管理に関してはですね、思っております。

特に先ほどの答弁では、民間ノウハウの活用とか、迅速なサービスの向上については、適正に、また市役所の事務負担の軽減といったところでは大きなメリットがあるということでございますが、昨今の人件費の高騰、上昇もあって、全体的に指定管理者の精査といいますか、そういったところもしっかりと進めていく必要があるというふうに認識をしておりますので、引き続きその業務内容、実際の指定管理者の仕様に含まれる内容もしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業部長。

○産業部長（井上 章君）

私のほうからもお答えをさせていただきます。

地方自治法第244条の2項に基づきまして、告示が必要となるものは、あくまでも指定そのものに関するということになっておりますので、また、総務省の通知では、年度ごとの予算や事情に応じて事業内容を変更することはあり得るということにされておりますので、その都度告示をすることはないということを書いてありますので、今回は告示をしなかったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

産業建設常任委員会で質問したときもそのようなお答えをいただいております。ただ、自治法の244条の2、これとやはり基本協定書、この信義則というのですね。関係法令を遵守し、本協定を信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。どの協定書にもあります。これは大切な、信義則といって、まず2条にあります。ほぼ2条にどの協定書でもあります。2条か3条にですね。やはりこれは必ず肝に銘じて、会計のですね、遂行していただきたいと切に思います。

それでは次に、2番目の道の駅まるくについてお伺いいたします。

まるくで、まず、議会が、嬉野温泉駅開業の時のことなんですけど、新聞に大々的に載りましたように、指定管理者の指定を否決いたしました。そのときにいろいろな内容のほう

が取り沙汰されておりますけど、この会社が否決した理由の一つに、会社の設立及び、設立が令和2年の11月5日、そしてその後、次の年に7か月後に代表取締役退任、そのほかの取締役が2人が辞任、そして監査役も辞任、取締役設置会社廃止、監査役設置会社も廃止、ただ1人の取締役の会社です。現在もただ1人の取締役会社の会社です。

この会社が指定管理に申し出た事業計画書では、5社との、5社というのですかね、この事業実施体制というのを、まちづくり嬉野さんが5社との、企業合名ですかね、それとも合名会社に、合同じゃなくて、名前を連ねた会社を一応つくっております。合名会社を5社で。そして、この5社がほぼ外れてるんですよ。現在の事業体制はどのようになっていますでしょうか。

この5社が企業全体の計画で、3社ですね、それからシーリングが1社、デザイン、ホテル事業が1社、それとEC事業、これが運営計画、商品開発、販売計画で1社、それとブランディング、プロモーション計画で3社ですね。イベント計画、プロモーション計画、新規事業計画で5社が合名会社で最初、会社をつくっておりましたけど、今、皆さん辞任、退任されて、1人取締役です。今の事業体制はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃってるのは、指定管理ではなくて、民間事業者のことをおっしゃられているのかなというふうには思います。民間事業者については、今でも構成員として入っておられるかというふうに思います。

あと、指定管理者につきましては、業者一社をプロポーザルとして指定管理の選定を行って、今現在行っているということでございます。ですから、まちづくり嬉野とはちょっとまた違うと。別の形で運営をされているということで理解をしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

これはまちづくり嬉野会社の指定管理なんですけど、ここに5社で、これは指定管理の申請書だと思いますけど。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前9時51分 休憩

午前 9 時 52 分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

それでは、当初の計画はまた別の指定管理ということで、一社ですね。ただ、一社の方が、住所を調べたんですけど、なくて、嬉野市の住所を書いてあるんですけど、法務局で調べたら佐賀市でした。何となく嬉野市の住所を書いてあったんですけど、なくて、法務局ではですね、ずっと調べていただいて、佐賀市の住所になっておりました。

当初の指定管理の指定管理料についてお伺いしますが、一番の最初の指定管理料なんですけど、年間の指定管理料が大体5,440万、これぐらいで提示してあります。最初的时候も5,200万ぐらいで提出してあります。それを、現在の指定管理料は幾らなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今現在の指定管理料は8,010万でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

これは令和7年度の計画で5,440万と出してるんですよ。最初はですね。そして、令和6年度の決算計画ですね。これは市の算定では8,400万、実績は8,800万なんです。嬉野市では8,200万の指定管理料ですよ。違いますか。（「8,010万」と呼ぶ者あり）8,010万。そして、8,010万ですね、委託料が。8,010万ですね。一番最初の指定管理料の予定ですね、予算は5,440万、そしてもう一つのは5,200万です。そして今回は8,010万ですね。どうしてこのように指定管理料が上がったのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

恐らくといいますか、一番当初の契約金額の額というのは、年度途中からそれまでの金額ということで提示をしてあるのではないかというふうには考えておりますが。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

これは初年度は7か月分だったので、初年度は多分、初年度分は安かったと思います。これは、もう一つのは3,368万、7か月分、これを予算として提示してあります。今年度の、今年度というか、令和7年度の決算は8,800万として、まるくは指定管理料を出してますけど、この中で約3,000万が報酬、給与なんです。そしてあと3,000万が委託料、整備関係とか、警備、あるいは清掃関係、3,000万、3,000万なんです。給料がほぼ3,000万です。

何を言いたいかというと、この最初の方の予算書は、人件費と事業費ですね、これ合わせて3,000万なんです。最初の方のあれとこれは、8,800万でここは自分の実績を出してありますけど、給与だけで3,000万、そして委託料がほぼ3,000万ですね。ちょっと高騰したには高過ぎると思います。普通はですね。

最初の方が5,400万で、こちらのもう一つが5,200万でずっといって、そして自主事業が300万ですけど、もう一つのほうとは、2,000万ぐらい自主事業をなさっている計画になっています。その違いをどのように精査して、この今の指定管理料を支払っているのか、ちょっとそれをお伺いします。このままでいいんでしょうか。報酬、給与3,000万で。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前9時59分 休憩

午前10時1分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃっているのは、一番当初での比較ということでおっしゃられているかと思いますが、一番当初が一旦否決になって、その後、直営という形で委託料を払いながら事業所の方と職員が常駐をして運営をしていた。

その後、再度また指定管理という形にはなったんですが、この指定管理につきましては、今、議員がおっしゃった給料も、ちょっとうちが算定した給与とはちょっと、もっとうちは安いんですが、そういう給与とか、あと需用費、あと、あそこの芝の管理とか樹木管理とか、全て大体これまでの実績、市で委託等々やってますけど、その実績等々を基に算定をした結果、8,010万というふうな金額になったというところでございます。これに関しては、議会のほうでも議決をいただいているかというふうに思いますので、御理解いただければというふ

うに思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

要するに、少しちょっと素人が見ても高過ぎるので、後の指定管理、最後に、8番目になりますけど、要するにモニタリングとか、評価とか、第三者の評価とか、そういうのが必要じゃないか。5,500万と8,000万ではかなり、やはり税金でありますし、この財政難の折に、もう少しこの、トレースというんですか、それはトレースと、あるいはやっぱり精査は、監査をもっと厳格にさせていただければと思うところです。モニタリングとか、そういう事業の継続、それは市長にお伺いします。今後そういうのを、指定管理に関してそのようなことを計画、あるいはシステムをつくっていただきたいと思いますけど。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず、道の駅「うれしの まるく」に関してが、3年間で、6年度、7年度、8年度というふうになっています。金額に関しても、当時議決をされた内容で8年度まではいきます。また9年度以降、新たな、今後、議会のほうでも提案をさせていただきまして、御審議をいただくものというふうになっておりますので、そこに向けてこちらのほうでしっかりと内容を精査し、確認し、提案をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ぜひトレースができるようにお願いしたいと思います。

それでは、何番目ですかね。

○議長（田中政司君）

5番、6番はまだですけど。

○14番（芦塚典子君） 続

次はチャオシルの事業改善命令、これについてお伺いしたいと思いますけど、チャオシルに関して、厚生労働省から事業改善命令が出されておりますけど、嬉野市に対してはどのような報告がいつあったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

厚生労働省からの改善命令について指定管理者から報告があったのかという御質問だと思いますけども、まず、報告自体は指定管理者からではなくて、この改善命令を先に担当課のほうで知ったという状況でございます。その後、先週、指定管理者の代表の方とこれに関して、経緯とか、その後の対応について説明を受けた状況となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

この改善命令は令和8年1月13日に厚生労働省からプレスリリースで私も入手しております。1月13日ですね。先週報告があったということで、どのような報告でしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

報告についてですけども、まず、これまでの経緯ですね、他市町で行っていた契約の経緯と、この改善命令を受けた後の改善の状況等の報告を受けております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

そしたら、改善命令の内容については報告はなかったということですか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

命令に対する改善報告をなされておって、今、厚生労働省からの回答待ちとなっております状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

すみません、厚生労働省からの何ですか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

厚生労働省からの改善に対する回答ですね。回答待ちとなっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

この改善命令に対して、まだ改善の報告はしてないということですかね。厚労省に対して。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

報告のほうはもう既にされておりまして、それに対する回答待ちということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

報告はいつ厚労省のほうに、いつの時期でしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

報告については、この令和8年の1月の改善命令の後の、同年の2月と4月にされております。

以上です。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時9分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

すみません。追加で説明をさせていただきます。

先ほどの改善命令は、チャオシルではなくて、この指定管理者の会社に出されたということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ただ、チャオシルに関して、この改善命令についてが4月1日から12月31日までの間の3,917人に対して労働者派遣法26条1項から37条までの改善命令が出てますけど、チャオシルに関しては皆無ということですか。

○議長（田中政司君）

産業部長。

○産業部長（井上 章君）

私のほうから御説明をいたします。

まずもって、この案件、改善命令が出たのは、嬉野市が管理しますチャオシルの案件ではなくて、ヒューテックさんとよその業者が結んだ案件についての事案ということでまず御理解をしていただきたいと思いますと思っています。

当然、改善命令が出たということでございますので、当市もヒューテックと委託契約を結んでおりますので、そこはきちっと、先ほど課長が申しましたように、事情聴取を行ったというところでございます。

その聴取の中では、もろもろ事実を確認をいたしております。そこはちょっとお話しできないところもありますけれども、その事実確認をした中では、2月にはヒューテックさんが全ての業務に対しての佐賀県労働局への関係書類の提出を行っているということでございます。令和8年の4月までにその報告が完了しているということでございます。また、令和8年5月には佐賀労働局からヒューテックが業務を行っている2施設を現地調査を行われているというところまでは確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

3,917人は該当しないということですかね。

○議長（田中政司君）

産業部長。

○産業部長（井上 章君）

すみません、3,917人というのは、先ほど私が申しました某施設とヒューテックさんとのやり取りの人間ということでございますので、冒頭申しましたように、チャオシルとの関係は全くありません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ただ、私このチャオシルと指定管理者との基本協定書、これに関して、基本協定書には、第31条第2項やったかな、著しく社会的信用を損なう行為の該当するものと思います。ほかの町であるからとか、ほかの事業所とか、それには該当しないと思います。

また、自治法の244条の2項の11項、その他管理者による管理を継続することが適当でないという、こういうことも基本協定書に、著しく社会信用を損なう場合はこれに該当するものと感じます。

これ全国で、ほかの町だからとか、これ物すごく厳しいんですよ。全国でこの年、この期間に3件なんです。東京労働局、東京労働局、佐賀労働局、3件なんですよ。少し厳しい。この後の処置が、はい分かりました、オーケーですよとは考えにくいです。停止命令あるいは許可停止、これになる可能性があります。

この基本協定書をもっと、本当さっき言った信義則に沿って、この会社が、労働派遣元事業主に対する労働者派遣改善命令について、佐賀労働局は第1項に基づき改善命令を行ったということで、処分内容が、A社と業務契約と称した業務請負契約を締結していたが、労働者の間に指揮命令が感じられ、その実態は労働者派遣事業、要するに偽装契約ですね、であることから、少なくとも3,917人について、労働者派遣法第26条第1項第5項及び9項、第32項、第34項1項、34項2、第35条の1並びに37項の第1の規定に違反したこと、こんなたくさん違反してるんですよ。

ちょっと難しいと思うんですけど、一応この違反の程度というんですか、この範囲、どういうもので違反されたかというのを把握されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

違反の内容ということでございますけども、ちょっと全部申し上げる、代表的なものだけ申し上げたいと思いますけど、労働者派遣法26条第1項の内容については、契約で残す内容とか、業務の内容、場所、派遣期間や派遣料金などを残すこと等々となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

労働者派遣法第26条の第1項、これが一番メインになりますけど、労働者派遣契約において必ず定めなければならない必須の契約事項を規定するというのを、規定しなかったということですね。

26条第5項、派遣先が守るべき派遣可能時間の制限に抵触する日に関する規定と、派遣可能期間、これ3年とか5年とかありますけど、そういう期間に抵触していたということですね。

26条の第9項、派遣先から労働者の待遇等にする事前聴取の提供がない場合は契約を締結してはならないとあります。

32条、派遣元事業主が派遣労働者を雇い入れる場合、あらかじめ派遣労働者を雇い入れる旨を明示しなければならない。明示しなかったということですね。

34条第1項、労働者派遣を開始する前に派遣労働者への就業条件の明示、これを、どういう就業か、何時間就業か、何年までいいのかと、そういうのを期間等を説明しなかったということですね。

34条2、派遣先から支払われる派遣料金の額を明示する義務、派遣事業主は、次に掲げる、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として、厚生労働省で定める額を明示しなければならない。厚生労働省で定める額を明示しなかったということですね。

35条の第1項、労働者の情報ですね、名前とか雇用形態と、こういうのを通知していなかったということです。

37条、厚生労働省で定める派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる記載をしなければならない。協定対象派遣労働者であるか否か、無期雇用派遣労働者であるか、有期雇用派遣労働者かの別。これは3年とか5年とかありますけど、こういうのを提示しなかったということですね。これをみんな提示してあったでしょうか、チャオシルは。

○議長（田中政司君）

チャオシルがですか。

○14番（芦塚典子君） 続

チャオシルの協定書です。基本協定書でこういうのを細則として。

ちょっと変えます。こういうのをこの改善命令で把握なさったでしょうか。お聞きします。こういう改善命令、処分理由としてがありますけど、今回の処分理由で把握なさったでしょうか。それとも説明があったでしょうか。

○議長（田中政司君）

産業部長。

○産業部長（井上 章君）

お答えをいたします。

改善命令の処分を行ったか確認ができているかということでございますけれども、冒頭私が答弁いたしましたように、今現段階では事実確認をしている段階ということでございます。したがって、今後は地方自治法244条の2項、10項に基づきまして、指定管理者に対して報告を求める義務がありますので、そういったところを求めることになっていこうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

市長にお伺いいたします。この改善命令は、チャオシルの基本協定の第31条の中にありますように、著しく社会的信用を損なうというものに該当しております。よその市町のことであるとか、よその契約であるから、そういうものは甘いんじゃないかと思いますよ。この次、どのように厚労省が結果を出してくるか。そのまま、よかったですよ、どうぞって言えるのか、それとも、今度は事業停止命令、あるいは許可を落としてしまうですね、派遣業。可能性がありますよね。

こういうところをやはり指定管理者としてするには、やはりもっと厳しい姿勢で行う、そして、それよりもその前に、何らかの処置、そしてこのようがあったというのを市民の方にも知らせていただきたいと思いますけど、少なくとも法令違反行為、偽装契約をなさっている会社です。それがうちの指定管理者とは全然関係ありませんということで済まされるのでしょうか。もうちょっと契約等に対しては精査して、これは市民に公表していただきたいと思います。市長にお伺いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず、先ほどの改善命令に関しましては、ヒューテックのほうが実際に他の事例で受けられましたということで、その内容を私もちゃんと報告がっております。詳細確認をしております。それを受けて、直ちに嬉野市のこのチャオシルの指定管理者で何かしらの対応が必要な場合には該当しないというふうに私は今現時点では判断をしております。

先ほど著しく社会的な信用を損なうような事例に該当するかというところでございますけれども、今後、改善命令が、さらに停止とか、そういった厳しい処分になった場合は、当然、

嬉野市も対応を検討しなければいけないというふうに感じております。

現状、その報告事項が、報告等が嬉野市に対してございませんでしたので、そこに関しましては、嬉野市からしっかりと、こういった事例に該当する事情があったというふうな報告をしっかりと嬉野市に対して速やかに行うようにというふうなところで伝えております。引き続き今後の状況もしっかり嬉野市に対して報告をするようにということは引き続き求めていますというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

私も改善命令とか、いろんな企業を見てきましたが、ちょっとこれにはびっくりしております。違反の内容がちょっとすご過ぎるということです。

それで、指定管理者さんの法令違反行為、偽装行為が指定の取消しに該当するかどうかというのは、言いましたように、基本協定の31条に抵触するんじゃないかと思います。その後、このような管理者の指定の取消し事由に該当するかを調査して、そして、その結果を市民に説明するのが行政の当然の義務だと言えます。

また、この当該違反行為及び内容について詳細を求めることは当然だと。基本協定をしておりますからね。当然だと思います。この内容、26条の1条から37条やったですかね、逐一どういう状況かと。うちの場合全く関係がありませんということなののでしょうか。それならそれで、市民の方に開示をしていただきたいと思います。

そういうことで、この前にも言いましたように、この会社は当初から私たちが減額修正動議を出したり、それから基本協定書を変えたり、そして、そのまま告示とかはしなくて、そしてまた補正予算で、議会が修正動議で減額したのを補正予算で増額するというのは、私は初めてです、経験するのは。いかに議会軽視か。また、それを通した議会もチェック体制が甘かったと思います。このような会計処理では、本当にこれを最後にしていただきたいと思いますし、この改善命令を本当にどういう、全ての違反行為の第26条から第37条まで、どうか、うちには全く関係ないのか、そういうのを精査していただきたいと思います、そして開示していただきたいと思います。

そういうことで、先ほど言ったとおりに、何ていうかな、ちょっと会計処理が本当に、今まで本当にもう、信義則が書いてありますように、会計及び政策の履行については、信義に従い、粛々としていくというのが、管理の、また行政の在り方ではないかと思っております。そのようにしていただければ私たちは何も言うことないです。

ただ、本当に昨年度からこの件に関してはいろんな問題がありまして、また、まるくに関してもありますし、だから、本当に会計処理、それから実行計画、それからこの協定書等を

厳格に肅々と遵守して、そして行政としての、管理としての仕事をしていただきたいと思いますし、これを議会としてもチェック機能が足らなかったなと反省しておりますので、お互い今後の行政の会計についてはもっと厳しい目でしていただきたいと思いますと思いますが、市長にお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

先ほど御質問の中に、中段で話された嬉野市とヒューテック側の指定管理の内容と全く改善命令とはまた別のテーマといいですか、ということは前提でちょっと回答させていただきますが、派遣労働事業に関する改善命令は、嬉野市は当事者ではありませんが、全く関係ないとは当然思っておりません。ですので、先ほど申しましたとおり、内容に関しましての報告ですね、情報の提供はしっかりと速やかに行うようにというふうな、事業者さんに対しての、しっかりとこちら側としても対応しておるところでございます。

改善命令に関しましては、今後、厚生労働省、佐賀労働局からの次の対応があるかというふうに思っております。その場合、そこで事業の停止とか、そういった極めて重い判断になれば、当然、嬉野市としても対応を検討しなければいけないというふうに思いますが、現在、そういった改善をしてくださいと、改善をすべきだというふうな事項の事業者側への投げかけと、それと事業者側の改善の報告が今なされているような状況でございますので、その状況はしっかりと推移を見ながら、私たちとしては対応していると。繰り返しになりますけれども、直ちにそれをもって嬉野市の指定管理者に直接影響を与えるような内容ではないというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

分かりました。直ちにということは言っていないんですけど、まず、この指定管理に関して、当該の法令違反行為及びその内容について詳細な報告を求めて、また、基本協定並びに趣旨に照らして、当然、この偽装請負行為の具体的な内容、この指定管理者のですね。期間とか法令、それから、一番大事なのは、コンプライアンス遵守し、体制、これが本当にしっかりしていたのか、それと、当市のほうでもそうですけど、そして、今度、結果が出る改善命令に対するその後の対応の適正の程度を総合的に判断して、そして、基本協定の31条でしたかね、それに照らし合わせて指定の判断をしていただきたいと思います。そして、なるべく市民に、4,200万円の高額な予算を提示しておりますので、厳しいというんですか、ちょっと当たり前な対処の仕方をしていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

答弁は。

○14番（芦塚典子君） 続

一応答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

改善命令に関しては、しっかりと時系列にのっとって、詳細に報告をいただいております。その上で、先ほどの答弁というふうにしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

今度、厳しい法令遵守、コンプライアンスを、あるかどうかですね、示していただきたいと思います。

もう一つチャオシルに関してお聞きしたいことがあります。よろしいでしょうか。令和7年度の、この指定管理者の令和7年度の自主事業計画というのがありまして、1、売店・喫茶コーナーにおける新商品の販売導入、2、茶染め体験教室の染物メニューの追加、3がイベント開催、館内では季節のイベント、納涼祭、お月見会、ハロウィン、クリスマス、バレンタイン、ひな祭りを実施。館外ではマルシェを開催。嬉野市の地場産業、地元の高校、茶文化に焦点を当てたイベントを開催するということですが、これがこの指定管理者の令和7年度自主事業計画書に書いてありますけど、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

7年度の自主事業の実績になりますけれども、まず、全体額で271万5,302円となっております。主な内訳ですけれども、茶染め体験の分で63万3,000円、あと期間限定のお茶ですね、紅茶等の販売をされておりますけれども、その分で36万3,700円となっております。喫茶のサービス料として171万8,000円程度の収入がっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

事業計画やけん、イベントとか、なんとかばしたかせんやったかば、聞きおんしゃっけん。うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

失礼しました。

イベント等の内容等になりますけども、マルシェとか、夏の納涼祭りとか、あとクリスマス会とかの季節限定の館内イベントを実施をしているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

季節のイベント開催で、夏の納涼祭、それからクリスマスで、館外ではマルシェということなんですけど、1つ目の売店・喫茶コーナーにおける新商品の販売導入、これ新商品とかの開発されたんでしょうか。お伺いします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

すみません、新商品の詳細については、ちょっと今、詳細に申し上げることができませんので、また後ほど報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

そのうちによろしくお願いします。

2番目の茶染め体験教室の染物メニューの追加というのがありますけど、この茶染め体験教室の教室というのが、さっきおっしゃったように、63万3,000円の利用料が入っているんでしょうか。何人ぐらいの利用料ですか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

すみません、人数についてはちょっと把握をしておりませんので、またこちらも後ほど報告をさせていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

令和7年度の実績報告ということで、茶染め体験がメニューとしてエコバッグも追加されておりまして、また、ホームページによる予約も可能とされた。体験者数が1,418名と、対前年度比は189.8%というふうな報告を受けております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

対象者とか、保育園児とかが多いとか聞きましたけど、対象者とかは分かりませんか。茶染め体験をなさる。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

主に外国人が多いというふうに聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございます。外国人の方が結構入館していただいているというのもお聞きしております。

季節のイベントで、納涼祭、お月見会、ハロウィン、クリスマス、バレンタイン、ひな祭りを実施って書いてありますが、今後、お月見会、ハロウィン、バレンタインは終わりましたね。バレンタイン、ひな祭りは実施してないということですかね。今後、お月見会、ハロウィンは、クリスマス等は計画をしてあるということでしょうか。お願いします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

そちらのほうも今後計画をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

1つだけお願いします。令和7年度の収入の総額は、どれくらい7年度はありましたでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えをいたします。

令和7年度の総収入から総支出額を差し引いた額になりますけども、約381万円となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

総収入から支出。芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

総収入でいいですけど。

○議長（田中政司君）

総収入でよかとよ。売上やっけんが。うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

失礼しました。お答えいたします。

総売上額になりますけども、約2,160万程度となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

もう一つお聞きしたいんですけど、前年度比はどれくらいなんでしょうか。かなり上がっているのです。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

対前年比で約113%となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

入館者も、入館者数ちょっと聞いてなかったですけど、多分入館者数も、外国人の入館が多いということで、多いと思います。113%といたら、売上高も上がっているんで、期待をいたしますけど、とにかくいろんなのがありましたので、本当に全ての適正な会計処理をして、こういう事業の、せっかく子どもたちとか、市民、あるいは外国人の方が喜んで参加されると思いますので、ぜひイベント開催が遂行されるようお願いいたします。

それでは、8番のモニタリング等は先ほど市長にお願いしたと思いますので、これで指定管理等については終了いたします。

次に、時間がないようですので、出水期の治水事業について先にお伺いいたします。

今年度、また6月ですので、雨の時期になりますので、本当に大きな川を持っている地元の人たちは毎晩心配をしておられると思いますので、どのような治水対策事業が今年度は予定されているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

入れ替わりのため暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えいたします。

出水期に向けた対策としましては、出水期の6月末に行ったものではございますけども、5月上旬に市内の防災パトロールを行ったところでございます。

また、5月下旬には市役所の新採職員研修の中で避難所開設を行うための訓練を行いました。実際に簡易ベッドや簡易テント等を設置し、避難所開設時にスムーズな開設ができるような訓練を行いました。このときに、SPF、佐賀災害支援プラットフォームからも参加いただきまして、発災時には迅速に協力ができるような体制を築いていくように考えているところでございます。

広報としましては、今年から防災気象情報の表記等が変更されることに合わせて、市報6月号に防災特集等を掲載して、市民への周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございます。

5月に防災パトロールを行ったということで、ここで危険箇所等、あるいは注意すべき点とか、そういうのは上げられたでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えします。

この防災パトロールは、各区から危険と思われる箇所とか、そういったところを上げていただきまして、その前にうちのほうで一旦ざっと見て確認してから、当日、各機関から見せていただいて、どういったことが対応が可能かというところを判断等をしていくものでございまして、当日も2か所拝見させていただきまして、例えば補助に対象するものがあるかどうかとか、そういったところを確認したところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

以前、防災パトロールは武雄の土木事務所から来ていただいて、塩田川の堤防等をしていただいて、あそこにある木の伐採とか、それから中学校のところの堤防がちょっと薄くなるところを補強していただいたりとかしていただきました。そういう点で、今年度の防災パトロールで補強すべきところとか、今後、木の伐採をしなければならないとか、そういうのは上げられなかったでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

今回確認したところにおいては、木の伐採等の関係はちょっとなかったものと認識しております。検討していただいて、結果のほうを区長さん宛てに報告するような形で考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

今、ソフト関係というんですか、そういう訓練等を提示していただいたんですけど、ハードの面で今年度治水対策をするというような事業が計画されていると思いますけど、ハード

事業です。

○議長（田中政司君）

建設農林整備課長。

○建設農林整備課長（志田泰崇君）

お答えをいたします。

ハードというお話ですけれども、建設農林整備課の関係する事業といたしましては、田んぼダムの推進、それと農業用ため池の低水管理を地元のほうにお願いをしているところでございます。また、県のほうにお尋ねしたところ、河川の事業として吉田川、塩田川、八幡川において河道掘削を予定されているということでございます。

また、ダムにおきましても、6月の1日から9月30日の期間において、通常水位を下げる取組と、それに加えて、大規模な洪水が予想される場合には事前放流を実施されているということをお聞きをしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

ありがとうございます。いろいろ田んぼダム等とか、田んぼダムをなるべく拡大していただきたいと思っております。

河川のしゅんせつ並びに掘削工事は、今年度は6月ぐらいは計画されておりますでしょうか。

○議長（田中政司君）

建設農林整備課長。

○建設農林整備課長（志田泰崇君）

お答えをいたします。

今、県のほうからお聞きしているところによりますと、八幡川のほうは現在着手中ということで、機械が届く範囲というところで、どうしても河川が大きくございますので、河川内に道路を造るにも、潟の土質ですので、機械がちょっと入っていけないというところで、河川敷の一段下りたところから機械が届く範囲を実施をしていただいている状況でございます。

ほかの塩田川と吉田川につきましては、今後の予定ということでお話を受けているところでございます。ただし、ちょっと今お聞きしているところでは、昨年度の予算の繰越事業で、吉田川と塩田川の合流付近、これは事業が終わってございます。河道掘削ですね。そういったところもあるようですので、御報告したいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

八幡川は今は今は継続中ですよね。八幡川が逆流して、新興住宅が浸水するというのが度々ありましたので、ぜひお願いします。

あと、お聞きしたいんですけど、すみません、もう少しお聞きしたいんですけど、時間がありませんので、今年度の今からの出水期になるべく災害がないように、ぜひその点はよろしくお願いします。

以上、治水事業についてはありがとうございました。

次は、文化財の管理及び保存について、ちょっと時間がないようですから、まず1つ目の石碑「長崎街道」の設置場所についてお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

「旧長崎街道」の設置場所ということでございますが、すぐその橋を渡ったところの右側でございます。私も何回となく見に行って、何かできないかなと思いながら、ちょうど長崎街道までの距離が、測りましたら130メートルありました。ちょうどですね。あそこの表記をしてある部分ですね。そういった意味では、あそこに伝建地区の内容と長崎街道とセットで書いてございますので、非常に誤解を招くのではないかなというふうなこともあって、伝建地区の杉光会長さんのところにも御相談に行っております。

それで、いつ石碑が建ったのかということを調べておりましたら、伝建地区の指定前にどうもあの石碑が建てられているようでございまして、立派な石碑でございますので、あれを崩して移動させるとすれば随分経費もかかりますので、何かいい方法がないかなと思って、伝建地区の杉光会長さんあたりにも相談しております。そして、一定の方向を見いだしていただいて、今度、幾らか予算もかかるようでございますので、そういうところで御相談して、議会の皆さん方にも御理解いただいて、了解を取り付けていこうかなという手順に考えているところでございます。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

芦塚典子議員。

○14番（芦塚典子君）

私も市民の方から指摘をいただきまして、あれは2002年に、というのが、1999年に、これ国交省じゃなくて、多分建設省だったと思います。1,000万円の、まちづくり、今じゃなくて、何とか塾だったと思います。50人ぐらいに1,000万円の活動費が来ました。それが3年です。1999年、2000年、2001年、1,000万、500万、500万、そしてバンコ談議とか、50人ば

かりでいろいろ京都、長浜、大阪、視察をさせていただきました。3年で切れたので、町から300万、4年目に予算が来ました。次いで4年目の予算で、商工会とまちづくりの人が話し合って建てられたんです。それで、いやいや、ここは長崎街道じゃありませんよって言ったんですけど、後の祭りです。ただ、今あそこでいろいろ写真を撮ってあるんですよ。

長崎街道は、御存じのように、中学校のですね。だから、移築するには高いと、非常に費用がかかるとおっしゃるので、私はちょっと削って、あれは、あれ道路がなかったんですよ。明治37年に武雄から祐徳稲荷までの馬鉄軌道が通るように、大きくまちをみんな曳家で引いて、原町みたいな、狭かったんですけど、みんな曳家で引いて、そして馬鉄が通るように、武雄から嬉野まで、高橋からと言ったらいいですかね。そういうことで、明治37年で、明治38年に完成しております。

ですの、あれを動かしたくなかったらと言って、いいんですけど、誤解を招きますので、あれをちょっと削って、明治37年に馬鉄が通った、馬がですね。あの写真があるんですよ。とか、祐徳軌道が通っている写真、そういうのをあれしていただいたら、長崎街道じゃないというのが分かりますので、そのようにしていただいたら、削って、碑をですね、書き直していただければ、そんなかからないと思うところです。やはり長崎街道は、やっぱり中学校のほうで、銀行の前に達する道ですので、それはまた別で、何か大切にしていきたいと思います。

次が、時間がないので、売茶翁この前言いました。売茶翁は本当に奈良、京都で、本当に、それから蓮池とか、蓮池の本藩のところで大事にされておりますので、貴重な資産ですので、あれは本当に民間の方がきれいになされたので、管理と保存ですね、これは市がしていただきたいと。本当に貴重な遺産ですので、化霖和尚のお墓もありますので、そういうことで、それともう一つお願いしたいのは、塩田公園というのが昔ありまして、今の塩田工業高校があるところで、桜が咲いて、競馬が行われていました。見たことがありますけど。

ここで、塩田公園がちょっとなくなってしまって、桜とツツジとモクレンの名所でした。椿の名所で、これがなくなってしまって、保光園の上のほうに簡易水道が整備されております。それが昭和27年だったと思います。それからずっと塩田の簡易水道は、西部事業団に移管するまでに、ずっとここで整備されておりましたけど、すごく水漏れがあって、それで、常在寺の裏山が崩れて、古文書がほとんどなくなってしまったんですよ。それで、これを、大きな水道管がそのままになっておりますし、一番頂上のところに、常在寺山の頂上のところにまだ施設がそのままになっております。だから、これはやはりしっかりと整備していただきたいと思います。やっぱりここは桜の名所だったんです。今本当にないんですけど、そういうことで、簡易水道の関係の整備はぜひしていただきたいと思います。

そして、和泉式部公園の句碑なんですけど、1字違うんですよ。1字ですね、「へ」が「に」なんです、実は。「ふるさとに」なんです、本当は。ただ、「ふるさとへ」って書

いてある。「に」と「へ」って思うんですけど、やっぱり違います。「に」はもうこのあれです。「ふるさとに帰る衣の色くちて錦の浦や杵島なるらん」ですね。だから、もうこれ何十年も言ってますけど、1字どうにかできないものかなって思いますので、やっぱり和泉式部さんの歌碑を大切にすること、1字どうにかできないかということをお願いします。

そして、筒井宿石工ですけど、筒井宿はたしか1567年に、お城を造るために、興福寺の衆徒だったので、お城造りの名人で、久間の城を造るためにここに来たようです。そのときに久間の城主が18人の家来とともに切腹なさっておりますので、そのままここに土着したということで、ただ、仁王像とか、たくさんの狛犬があります。本当に貴重なものなんです。ただ、牛津の平川与四右衛門さん関係は、私、資料を牛津の図書館とかに行って調べますが、いろいろ子どもたちの書とかまとめたのとか、今何か企画展とか回っております。貴重な資料ですので、筒井宿石仏遺構というのが、私も調べましたが、1冊の本になるぐらいいっぱいあります。やはり今回も市史のほうにお願いしたんですけど、ああそうですかという具合で、ただ、もっとこの遺構というのですか、石碑、遺構と顕彰について、もっと文化財として、歴史的な遺構として大切にしていきたいと、これを思います。

以上、この文化財の保存について、売茶翁さんのところは民地なので、あれはちょっと行けるように、小さなあれでも、民間の方と交渉していただければと思います。そういうことで、早足になってしまいましたけど、お答えだけいただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育長。まとめていいですね、答弁は。

○教育長（杉崎士郎君）

それではまず、売茶翁さんの資料、私の資料、こういう資料、（資料を示す）ここまでのめております。実際はですね。こういう形で、そして、当時話題になった写真もきっちり保存をして、非常に貴重な文化財と。私有地の住んでいらっしゃる住所地も調べて、連絡先を取れるようにしています。

したがって、私有地ですから、私たちが勝手に入るわけにいかないわけですね。そういうことで、売茶翁さんについては、今の話題になる前からずっと資料を寄せて、私自身は非常に、嬉野市はお茶の産地でございますし、そこの発祥がここだったのかと思いながら、こういうファイリングはして、ずっと取っております。

関係の皆さんの、例えば北九州の田中さんという方が、山口榮一議員あたりがいらっしゃったときぐらいからつながりを持っておりまして、こういった記事あたりも参考にしながら、時折のぞいていくんですけども、あそこは谷底のようになって水が出てきてますので、サワガニが出てきて、それをイノシシが食べに来て、がらんがらんしているというようなこともございましたので、その当時の写真もきちっとカラー写真で撮って、こうやって

撮っているところで、非常に価値がある存在だという認識は持っているところでございます。

それから、平成の31年の3月の議会だったでしょうか、和泉式部の「に」と「へ」の話ですね。これも随分お話をお聞きしましたので、その後、高校の先生、特に五町田にいらっしゃるある先生あたりに訪ねたり、数か所訪ねて回って、「に」と「へ」についての情報収集もいたしましたが、「に」と「へ」は、いわゆる「に」はここにの、「へ」は向こうにと、遠いところだというような伝説もあって、ただ、当時調べておりましたところでは、あそこの正面にあるところの寄附者の名前のところに、塩田町時分に造ってあるんですけれども、和泉式部建立に寄せてということで、促進期成会ができていますね。平成8年の1月に。そして造っていらっしゃるわけで、それを私ごときが簡単に「へ」と「に」とぱっと変えて、自然石を完全に復元できるかということも自己葛藤に陥りまして、そのまま今、状況になっている状況でございます。

今後、時間をかけても、本当にどっちになるのか分かりませんが、いろんな考え方からすれば、あそこの石碑の前に立って、私は「に」と思います、私は「へ」と思います、そういう会合の場所になっていって、和泉式部の里がにぎわっていけば、より集客につながるんじゃないかなということもちょっと考えたりしているところでございます。

そういったことで、いわゆる芦塚議員が指摘をいただいたときから、あそこに行くたびに、「へ」と「に」は見ながら、芦塚議員の顔がぱっと出てくるような思いで見ているところでございます。そういったことで、今後、なかなか御指摘のようなところを受けて、入れたい気持ちもございますけども、そういったことで、ちょっとなかなか踏ん切りがつかないというようなところでございます。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

これで芦塚典子議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

議席番号1番、太田政信議員の発言を許可します。太田政信議員。

○1番（太田政信君）

皆さんこんにちは。議席番号1番、太田政信です。テレビ、インターネットで御覧の皆様も議会に関心を持っていただきありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿い、一般質問を行います。本日は、市内

のキャッシュレス化について、電子契約導入及び押印見直しについて、ＡＩ活用及び業務改革についての３項目について質問いたします。

現在、嬉野市も絶賛、人口減少、高齢化、人手不足、物価高騰等、大きな変化の中にあります。その中で、これまでと同じやり方を続けることは今後ますます難しくなっていくと私は考えております。その象徴的な事例として、今年３月１７日より嬉野インターの現金支払いが廃止され、ＥＴＣ専用料金所へ変更されました。ＥＴＣ専用化が進む理由は、便利だからＥＴＣ化するのではなく、限られた人員とコストの中で社会を維持するために変化していると私は考えております。

行政においては、人手不足が進む中で、今回の一般質問項目のような業務改革はもはや避けては通れない時代に入ってくるのではないかと考えております。今回は、限られた人員・財源の中でどう行政サービスを維持していくのかという観点から質問を行います。

それではまず、市内のキャッシュレス化について質問いたします。

嬉野市の行政窓口及び公共施設におけるキャッシュレス対応率ほどの程度か、また、新庁舎移転後における原則キャッシュレス化、さらには数年以内の完全キャッシュレス化についてどのように考えているか、お伺いいたします。

壇上からの質問は以上で、再質問、また後の質問につきましては質問席にて行います。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

それでは、太田議員の御質問、市内のキャッシュレス化についての質問にお答えをいたします。

まず、本市におきまして、行政ＤＸ及び市民の皆様の利便性向上の観点から、利用場面に応じたキャッシュレス対応を段階的に進めております。具体的には、税や各種料金につきまして、Pay Pay、au PAY、d払い、J-Coinなどのスマートフォン決済に対応しているほか、令和６年８月からは戸籍、税証明書等の郵送請求におけるオンラインクレジット決済も導入をしております。また、市民課窓口におきましても、非接触型対応の観点から、電子マネー等を活用したキャッシュレス対応を進めてきたところでございます。

一方で、窓口や公共施設全体としては、サービスや施設ごとに対応状況が異なっており、統一的な運用には至っていない状況でございます。新庁舎への移転は窓口サービス全体を見直す機会であると認識をしております。今後、窓口の利便性向上や職員負担軽減の観点から、優先度の高い窓口を中心に、段階的なキャッシュレス対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、完全なキャッシュレス化につきましては、現金利用者への配慮、また費用対効果、会計処理などの検討も必要でございますので、慎重に検討をしていきたいというふうに考え

ております。

そのほか、所管する公共施設に関しましてですが、志田焼の里博物館については、入館料は現在、キャッシュレス決済には対応はしておりませんが、体験料はキャッシュレス決済対応という状況でございます。そして、シーボルトの湯につきましては、券売機はキャッシュレス決済に対応しておりませんが、アイスクリームや美肌グッズの販売につきましては、端末を利用し、対応できる状況にあるとなっております。そのほか、チャオシルに関しましては、7月末に対応ができるということでございます。

いずれの施設におきましても、比較的若いお客様や外国人のお客様はキャッシュレス決済を尋ねる傾向にあるようです。しかし、施設の利用料金等は条例で決められていること、また、キャッシュレス決済の場合の決済手数料もかかるといったことから、今後取り入れた場合は、綿密な収益計算が必要になるということで、本格導入につきましては、各施設と協議を重ねて検討していきたいというふうに考えております。

以上で太田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

私自身、高齢者対応などを考えると、直ちに現金全面廃止というのは現実的ではないという部分も考えております。一方で、先ほどおっしゃったように、嬉野市は観光地でもあり、若い世代や観光客を中心に、現金を持ち歩かないというライフスタイルが既に一般化しております。

そのような中で、観光施設、イベントなど、比較的キャッシュレスとの相性がいい分野から段階的に導入していくということで、キャッシュレスというのは便利になるというイメージが強いかと思いますが、私はそれ以上に、現金集金、釣銭準備、手計算確認、銀行入金など、現金を扱うために発生している人的コスト削減効果のほうが大きいと考えております。現在、市としてこうした現金管理業務にどれくらい人的負担や時間的コストが発生しているか、把握や分析は行っているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

キャッシュレス化に関しての具体的な業務量の把握と、どれだけの業務量の低減の効果があるかといったところは、全体的にはちょっと把握はできておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

分かりました。ありがとうございます。

人手不足が進む中で、今後はこれまでどおり、人を増やして対応する行政、外部に委託するなどは限界が来ると感じております。だからこそ、キャッシュレス化を含め、業務そのものを効率化していく視点が重要になってくるのではないかと考えております。

そこで、次に、令和6年第1回定例会の答弁において、公共施設のキャッシュレス化について検討するとおっしゃられていましたが、その後の進捗状況及び課題について、現在どのようなになっているか、伺いたいします。

○議長（田中政司君）

社会教育課長。

○社会教育課長（小原和子君）

お答えいたします。

本議会におきまして、補正予算でオンライン予約管理システム導入事業の経費を計上しております。予算が可決すれば、社会文化会館リバティも含めた8施設については今年度内にキャッシュレス対応が可能となる予定です。

今後は、議案質疑のほうでも申し上げましたけれども、今後、嬉野市中央体育館等の体育施設についてもキャッシュレス化に向けた検討を進めていく予定としております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

この前の議案質疑のときに、いろんな施設がオンラインで予約できたりとか、キャッシュレスで予約できるというのは非常に私たちにとってすごく便利だと思いますので、すごくありがたいことです。

ただ、私はDXというのはシステムを導入することが目的ではなく、限られた人員で行政を維持していくための仕組み、改革であると考えております。確かにオンラインで予約できない人に対面で鍵の受渡しが必要かとは思いますが、どれだけ業務が減ったか、どれだけコスト削減につながったのかまで含めて検証していくことが大事だと思っています。

その上で、次に、窓口業務において、職員の負担軽減の観点から、セルフレジや自動精算機の導入予定はあるか、伺いたいします。

私自身も年に1回程度、住民票や納税証明書を取りに行くことがあったのですが、キャッシュレス対応で、例えば電子マネーでの支払いをお願いすると、職員さんが操作対応に時間

を要する場面もあり、結果的に現金で支払ったほうが早かったのかもしれないという流れがありました。

もちろん多様な支払いに対応していただくこと自体は市民の利便性向上につながることはと思いますが、ただ、一方で、職員さんの本来の業務は、レジ操作を行うことではなく、行政サービスそのものだと思っております。だからこそ、多様な決済方法に対応しつつ、職員負担も軽減できるセルフレジ等を今後どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市民課長。

○市民課長（武藤清子君）

窓口についてお答えいたします。

セルフレジにつきましては、現金の受渡しによる徴収の誤り、お釣りの間違いなどの防止や、非接触型の対応、収納管理、毎日の集計業務などの効率化に一定の効果があるものと認識をしております。

一方で、自治体の窓口におきましては、申請内容の確認や高齢者の方への操作の支援など、職員による対応が必要な場面も多いため、現時点では導入を見送っているところでございます。

今後、新庁舎における窓口運用全体の中で、利用者の利便性や収納事務の適正化や費用対効果などを踏まえながら、必要性について検討研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

会計管理者。

○会計管理者（牧瀬玲子君）

会計課では、税公金セルフ収納機の導入の可否につきまして昨年度協議を行いました。税公金セルフ収納機とは、来庁者が自ら納付書を機械で読み取り、現金を投入すれば、自動的に領収印が押された領収書が発行される機械になります。

しかし、現状の納付方法としまして、金融機関窓口での納付のほかに、口座からの引き落としやコンビニ納付、スマホ決済など様々な方法がありますので、多額の初期費用や維持管理経費を投じて機器を設置しても、十分な稼働率が見込めるのか、費用対効果の面で課題があると判断いたしました。

また、庁舎移転を控え、窓口の配置等も変わる中で、人の動線や来庁者数の推移、さらには、国が進める、自宅からキャッシュレスで支払える全国共通のQRコード付納付書の普及状況もこの先大きく変化することが予想されます。

したがって、現時点での拙速な判断は避けて、新庁舎移転後の実際の窓口での納付状況を精査、検証した上で、最適な設置場所なども含め、導入の可否や必要性について協議し

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

分かりました。検討をしていただいていたということで、費用対効果があまり現状よくないということで、ただ、職員さんの負担軽減や窓口業務の効率化の観点からも、また新庁舎移転後、前向きに検討していただきたいなと思っております。

その上で、次に、4と5の質問を一緒にいたします。

私は通常、生活、観光とか出張で他地域を訪れた際も、現金を持ち歩かず、スマホやカードだけで行動しております。そのような中で、市内店舗や観光施設におけるキャッシュレス対応状況は、市民の利便性だけでなく、観光客の利便性にも大きく影響すると考えております。

特にインバウンド観光客については、国や地域によって現金をほとんど使わないという文化も既に一般化しております。そのような方々にとって、決済環境が整っているかどうかは、観光地として快適性や満足度に大きく関わってくると思います。また、キャッシュレス環境が整っているということは、単に支払い手段の問題ではなく、便利なまち、利用しやすいまちという印象にもつながると考えております。

そこで、市内商業施設等におけるキャッシュレス対応状況について、市は市民及び観光客の利便性の観点から、どのように認識をしているのか、また、観光振興やインバウンド対応の観点から、キャッシュレス決済環境の整備促進をどのように位置づけ、今後、利用促進や環境整備に向けた振興策についてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（松尾良孝君）

お答えをいたします。

市内商業施設等におけるキャッシュレス決済の対応に関しましては、例えば、先ほど議員おっしゃいましたけれども、現金を持ち歩く必要がないということだとか、買物機会の拡大など、市にとりましても、観光消費額、それと地域内消費額の増加につながるという観点から、一定の促進支援が必要であるというふうに認識をしております。

また、旅行者、特にインバウンドから見ますと、両替の手間とか不安の解消、あと言語の壁の緩和、あと予算の管理のしやすさ、偶発的な消費、いわゆるついで買いの促進などのメリットがあるかと思われます。

一方、事業者のほうから見ますと、売上げ機会の最大化と客単価の向上、それとレジ業務

の効率化、会計時間の短縮、現金管理コストの削減などのメリットがあると思われますので、観光振興及びインバウンド対応の観点から、キャッシュレス決済の環境の整備促進ということにつきましては、市としても推進の重要性を認識をしております。

ただ、一方で、多くの事業者の方がキャッシュレス決済を導入している中で、決済手数料の経費の負担があるということだとか、あと、端末を操作するときの不安だとか、そういったことを理由ということで導入を見送られている事業所があるということも認識をしております。今後につきましては、そうしました事業者の御意見、実情を丁寧に伺いながら、振興策につきまして慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

キャッシュレス化というのは、便利だから普及するというよりも、導入したほうがお得という環境づくりのほうが普及の後押しにはなるかと思います。例えばETCについても、当初は土日割引や深夜割引など、ETCを使ったほうが安いという強いメリットがあったことで一気に普及が進んだ部分も多いかと思います。実際、便利だからだけでなく、お得だから使うという形で社会全体に普及していったのではないかと考えております。

キャッシュレス化は、同様に、導入事業者側に導入補助、ポイント還元、手数料支援など、導入したほうがお得になるという仕組みをつくるのがキャッシュレスシティへの起爆剤になるのではないかと考えております。

そこで、次に、市内事業者に対するキャッシュレス導入支援、例えば先ほど言ったクレジットカードの手数料の支援だったりとか、導入のキャンペーンなどについて、市としてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（松尾良孝君）

お答えをいたします。

キャッシュレス決済の導入支援につきましては、近年では、令和6年度に県と金融機関が連携をいたしまして、SAGAキャッシュレスチャレンジ事業というものが実施をされております。市内におきましても、22の事業所がキャッシュレス決済を導入されたという実績がございます。そのほか国の支援策といたしましては、商工会の支援を受けながら経営計画書を作成し、申請を行う必要はございますけれども、小規模事業者持続化補助金などの活用も可能ということになっております。

市といたしましては、今後とも事業者の皆様に対しまして、こうした国や県などの効果的な補助金、また支援策などを広く周知をいたしまして、積極的に御活用いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

分かりました。

次に、こういうキャッシュレス、DXについては、導入したら終わりではなく、実際に現場で活用し、ノウハウを蓄積していくことも非常に重要だと思っております。そのような中で、現在予定されている楽天モバイルパーク宮城でのうれしの茶の販売促進イベントについてお伺いいたします。

楽天モバイルパークのホームページトップを見ると、楽天モバイル最強パーク宮城は完全キャッシュレスです。御来場いただく皆様は本サイトで御紹介しているキャッシュレス決済を御準備の上、お越しいただきますよう御協力をお願いしますと記載あるように、現金不可、最大収容人数3万人集まるにもかかわらず、ある意味社会実験のようなことをされております。

私は、この球場でイベントをすることは、単なる物販PRだけでなく、都市部におけるキャッシュレス運用、デジタル決済、イベントDXなど、実践的ノウハウを学ぶ機会になるのではないかと考えております。特に都市部ではキャッシュレス決済が当たり前の環境でイベント運営が行われているケースも多く、実際の現場で経験すること自体に大きな価値があるのではないかと考えております。

そこで、次に、楽天モバイルパーク宮城での販売促進イベントにおいて、キャッシュレス運用に関するノウハウ取得も目的に含める考えはあるか、また、そこで得られた知見を市内事業者へ共有する仕組みを構築する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（岩吉栄治君）

お答えいたします。

今回の販売促進事業については、プロスポーツと販促事業の組合せが過去の経験からよい結果をもたらしていることや、日本一のうれしの茶を国内でより広くPRしていくことを第一の目的としております。キャッシュレス運営のノウハウ取得自体を目的とはしておりませんが、関係者とつながることによって、今後そのような展開へ発展することもあり得ると考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

ぜひそういう現金を一切使えないという環境でのイベントだったりとか、それをどう市の運営につなげていくかというのもぜひ学んで、学んでと言ったら失礼ですけど、取り入れていただきたいなと思います。その結果を嬉野市の現場に置き換えたときに、本当に使いやすい仕組みになっているかということもまた後日検証していくことも重要だと感じております。

キャッシュレス決済やデジタルサービスは、制度として導入されていても、実際に使う市民や観光客、また対応する職員や事業者が使いやすいと感じなければ、十分な効果が得にくいと思います。例えば利用者側からすると、どこで使えるのか分かりにくい、使える決済方法が施設ごと違う、操作時間に時間がかかるといった課題があるかもしれません。一方で、職員や事業者側から見ると、決済端末の操作、売上げ管理、トラブル対応など、表から見えにくい負担もあるかもしれません。

そこで、キャッシュレス決済やデジタルサービスについて、市として、市民、観光客、職員、事業者それぞれの立場から、利用実態や使いやすさをどのように検証しているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

今現時点で市のほうとしましては具体的な検証は行っていない状況でございます。ただ、非常に便利な機能だという認識はございます。

総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ策定された自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、こちらのほうでは、重点取組事項といたしまして、フロントヤード改革の推進や、地方公共団体情報システムの標準化などが挙げられております。

当市といたしましても、デジタル技術やデジタルデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用によりまして業務の効率化を図り、職員の負担軽減と併せまして、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1 番（太田政信君）

ありがとうございます。

私はD Xを進める上で、導入した後の確認作業が非常に重要だと思っております。例えばキャッシュレス決済を導入した場合でも、利用件数がどれくらい増えたか、現金管理の手間がどれくらい減ったか、窓口対応の時間が短くなったのか、利用者からどのような声があったのか、そうした数字や声を確認しなければ、本当に効果があったかは分かりません。つまり、D Xは入れたから終わるものではなく、導入後に効果をはかり、改善を重ねていくことが大切だと思っております。

そこで、最後に、市長、副市長に御提案をさせていただきたいと思います。私自身、ふだんからキャッシュレス決済で生活をしておりますが、一度財布を持たずに嬉野市で生活してみようということを市長、副市長にも体験していただきたいと思っております。実際に体験してみることで、どこで困るのか、どこが便利なのか、どこに改善の余地があるのか、かなりリアルに見えてくると思います。私も実際にやっておりますので、ぜひキャッシュレスだけで嬉野生活を短くても1年ぐらい体験していただけないかなと。市長の意見をイエスかはいで答えさせていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

イエスとは言えない状況が自分もありまして、完全に現金を使わないで生活してみてもどうかというふうなところがございますけど、ちょっとチャレンジはしてみたいというふうに思いますが、そういった観点をしっかり大事に持ちながら過ごしてみたいなというふうに思っております。ひいてはそれが行政のサービス向上につながるということをしっかり持ちながらちょっと過ごしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

副市長。

○副市長（萩尾友明君）

私は、キャッシュレスなんですけれども、ある程度はふだんの生活はなるべくキャッシュレスでという形で生活をしております。ただ、やはり日常的に現金が必要だと思う場面では、例えば飲食店さんで幾つか対応されていないところがあったりですとか、ふだん使っているクリーニング店ですとか、あと、子どものお小遣いを現金でやるとか、あとは理容店とか、そういったところで幾つか必要になるときがあるので、そういう意味では、予測して、やはり現金というものを一定程度持っておかないといけないなということを日々感じながら生活をしております。

先ほど議員からも1年程度ということがありましたので、引き続き行政サービスも含めて、キャッシュレスというものを感じながら生活する中で、いろいろ検証を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

1年は極端な言い方で、完全キャッシュレスというのも極端な言い方だったんですけど、私もスマホに何かあったときのために1,000円札とか入れて、どうしても現金支払いをしなくちゃいけないときはそれで支払いますので、基本キャッシュレスということで、ぜひ3人で、嬉野でどこでキャッシュレスが使えないのかというのをちょっと検証するという意味でもやってほしいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、大きな質問の2つ目に入っていきたいと思います。電子契約導入及び押印見直しについてお伺いいたします。

先ほどキャッシュレス化について質問いたしましたが、私は行政のデジタル化というものは、単に支払い方法だけでなく、紙・現金・押印を前提とした従来の行政手続を時代に合わせて見直していくことだと考えております。

私が今回この質問をしようと思ったきっかけの一つが、4月上旬に市役所へ訪れた際、保管期限の過ぎた大量の書類を整理、処分されている現場を見たことです。当然、これらの書類は印刷、保管、処分の各段階でコストが発生しております。さらに、新庁舎へ移転においては、大量の紙資料を運搬する。結果的に捨てる資料を移動する状態になると思います。もちろん必要な文書管理は重要ですが、今後、人口減少や職員不足が進む中で、従来どおりの紙中心運用を続けることが本当に持続可能なかは検証する必要があるのではないかと感じております。

現在、民間企業では電子契約導入が急速に進んでおります。契約書を印刷し、郵送し、押印し、保管するという流れから、オンライン上で契約を完結させる仕組みへ移行が進んでおります。切手代もかかり、土日配達できないなど、郵便事業も成り立たない状況です。電子契約導入をすることで、印刷費、輸送費、紙代、印紙代、契約書保管コスト、職員の事務作業時間、押印や回覧のための移動時間など、様々な行政コストの削減につながると考えます。また、契約者側にとっても、先ほど述べた一連の流れがなくなり、非常に大きなメリットがあり、事業者負担の軽減にもつながります。

そこでお尋ねいたします。本市において電子契約導入に向けた課題はどのようなものと認識しているのか。また、現在、紙契約、押印中心の運用について発生しているコスト、そし

て電子契約導入による印紙代、輸送費、印刷代などのコスト削減効果について、市としてどのように認識しているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

電子契約の導入に向けた課題といたしましては、取引先が紙での契約しか受けれないと、そういう場合がございまして、その場合につきましては、業者にも電子契約システムを導入していただく必要がございます。また、電子署名の導入や事業用定期借地契約など一部書面化が義務づけてありまして、全ての契約を完全に電子化するということにつきましては困難な部分もあります。当然ながら、導入費用も必要となります。

一方で、紙契約に伴うコスト削減効果につきましては、議員のおっしゃるとおり、郵送代、また紙代の削減等々が見込まれるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

事業者がなかなか電子契約ができないかもしれないということで、ただ、これから時代は変わっていくと思いますので、ぜひその辺も促しながらやっていただきたいなと思っております。

市と契約を行う事業者にとっても、市役所に来る負担の軽減、輸送手続の削減、契約締結までの時間短縮といったメリットもあるかと考えております。また、新庁舎へ移転や文書保管の在り方を考える中でも、今後は紙を前提とした行政運営から少しずつ転換していく必要があるのではないかと感じております。全国的にも電子契約を導入する自治体が増えておりますが、研究検討だけでは実際の改革にはつながりません。重要なのはいつ始めるかだと思っております。

そこでお尋ねいたします。本市として、このような前提があるとは思いますが、電子契約の導入を進めていく考えはあるか、また、導入を進める場合、実証導入や一部導入を含め、具体的にどのようなスケジュール感で進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（金田正和君）

お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、電子契約システムの導入につきましては、事前にいろいろな課題を解決する必要もございますので、様々な解決に向けて、他市の状況も含めて研究しながら、丁寧に説明を事業者にもしながら進めてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

分かりました。ぜひほかの市町の結果というのも検証しながらやっていただきたいなと思っております。

また、併せて検討すべきなのが行政手続における押印の見直しだと思っております。民間企業でも押印廃止が進み、本人確認についても、マイナンバーカードや電子署名など、印鑑以外での確認へ移行が進んでおります。

一方で、市民や事業者からは、なぜ押印が必要なのか、押印のために窓口へ行かなければいけない、書類の差戻しが発生するといった声を聞くことがあります。もちろん法令上必要なものや慎重な本人確認が必要な手続があることは理解しておりますが、一方で、慣例的に残っている押印もあるのではないかと思っております。

そこでお尋ねいたします。本市として、電子契約導入の検討と併せて、行政手続における押印の廃止または簡略化を進める考えはあるか、また、現在、押印が必要とされている手続のうち、法改正を伴わず、市として独自で見直し可能なものはどの程度あると認識しているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

押印の見直しにつきましては、市民の利便性向上や行政手続の簡素化の観点及び業務効率化の観点からも大変重要なことということで認識をしており、積極的に取り組むべき改革、事務の手続の見直しの一つということで認識をしております。

本市におきましては、国、これ内閣府でございますけれども、内閣府より示された地方公共団体における押印見直しのマニュアルに基づいて、昨年、令和7年度12月になりますけれども、嬉野市押印の見直しに関する方針というのを取りまとめをいたしまして、その後、該当の例規の洗い出しをして、令和8年4月、今年度4月から押印廃止に向けた取組を開始したところでございます。

この押印見直しの方針の中身でございますけれども、大きな流れとしましては、先ほど議員のほうからもありました、これまで慣例で押印、認め印等ですね、を求めていたものは原

則廃止をすると。契約書や入札書など法的に重要性が高いものにつきましては当面押印を継続するといった、ちょっと大まかな内容になりますけれども、そういった内容でございます。

現時点で本市の押印等義務づけを廃止する対象例規の洗い出しについて行っておりますけれども、約、概算で450本ほどございます。この分を対象としております。基本的に押印廃止が可能なものは、積極的に簡略化に取り組むことということにしております。

引き続き市民の皆さんの利便性向上と行政事務の効率化を図るために、押印の見直しに積極的に取り組むとともに、今後は各分野及び各事業個々において、市民や事業者の皆様に対しての押印義務づけの見直しについての周知等も図ってまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。ぜひどんどん見直してもらって、そういう押印の見直し、市内の事業者にも普及していったらいいなと思っております。

これまでキャッシュレス決済、電子契約、押印見直しについて質問してまいりました。私はこれらは個別の施策ではなく、本質的に現金・紙・押印を前提とした行政運営を時代に合わせて見直していくという同じ方向性の取組だと考えております。もちろん高齢者への配慮や情報セキュリティ、法令との整合性、慎重に進めるべき部分はあるとは理解しております。しかし、一方で、人口減少や職員不足が進む中、従来どおりの運用を続けるだけでは、行政コストや事務負担はさらに増えていくのではないかと感じております。

そこで、最後に市長にお尋ねいたします。本市として、キャッシュレス決済、電子契約、押印見直しを含め、現金・紙・押印に依存しない行政への今後転換していく意思はあるのか、市長の方向性についてお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

将来的にはそういった現金・紙・押印に依存しない行政に転換、完全に移行していく将来があるというふうなことはしっかりと見据えております。それを見据えた上で、自治体のDXの取組、こちらに関しまして、地域の実情や課題、住民ニーズに応じて、自主的、また主体的に取り組むべきであり、他自治体の取組も参考にしながら、どのような取組が現時点で嬉野市の行政サービスにおいて必要かをしっかりと検討した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

ここで、一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

太田政信議員の発言を許可します。太田政信議員。

○1 番（太田政信君）

休憩後から 3 つ目の質問に入らせていただきます。

今回、最後に私が一番テンションの上がっているテーマについて質問いたします。それが A I、特に生成 A I や A I エージェントの活用です。

私は今年からチャット G P T だけでなく、クロードコードやコーデックスといった A I エージェントも実際に使っております。A I エージェントとは、ただ聞くだけでなく、ファイルを作成したり、ホームページなども指示を出すだけで、本当歯磨きをしている間にできてしまいます。外部に委託していたような仕事も自分はある程度でできてしまう、そういう時代がもう始まっています。

実際に私自身も議会の議事録検索アプリを A I で作ったことで、過去の一般質問や答弁内容を簡単に検索できるように、いつキャッシュレスの話をして、市の考えや、過去に A I について議会で出てないなど、簡単に検索できるようになり、今回の一般質問の準備も非常に効率化されております。つまり、A I は便利なチャットではなく、行政の仕事の構造そのものを変える可能性を持っていると感じております。

これは産業革命の入り口だと思っております。蒸気機関、鉄道、石炭、それが第一次産業革命、第二次産業革命は電気、石油、鉄鋼、第三次産業革命としてコンピューター、インターネット、まさに今年は A I 元年として飛躍的に A I の技術が進んでおります。これまで数十万、数百万円で委託していた業務の中にも、A I エージェントを活用すれば、庁内でできるものが今後どんどん増えてくると思います。

もちろん全てを A I に任せろというわけではありません。ただ、扱う側が A I を使えばここまでできるという感覚を持っているかどうかで、委託業務の見積り精査や交渉力にも大き

く変わってくると思います。逆に言えば、A I で簡単にできる仕事をこれまでどおり高額で請求してくる業者も今後も出てくると思います。私は嬉野市を請求したらお金が出てくる打ち出の小づちだと思っているような委託構造から少しずつ脱却していく必要があると考えております。

また、最近ではA I 導入支援といいながら、実際には薄い内容しか提供しない業者も非常に増えており、A I は日進月歩どころではない速度で進化しております。1 か月前の常識がもう古い。だからこそ、外部任せではなく、職員自身が触ること、実際に使うこと、これが非常に重要だと考えております。

また、若い職員に任せればいいという話ではないと思っております。むしろA I はこれまで部下に指示を出し、組織を動かしてきた部長、課長級の方ほど強いと思っています。A I は指示の質で結果が大きく変わります。つまり、A I を使うことで、その人の指示能力や整理能力が見えてくる時代にも感じます。長くなりましたが、そういう観点を踏まえ、昨日の一般質問で重複する質問もあるかと思いますが、私の一般質問から聞かれている方もいらっしゃると思いますので、軽く触れながら答弁していただけますと幸いです。

それでは、まず1 つ目の質問として、現在、チャットG P Tをはじめとする生成A I は、民間企業だけでなく、全国の自治体でも急速に活用が進んでおります。嬉野市において職員が業務中に生成A I を利用することは許可されているのか、また、その利用に関する明確なルールやガイドラインは既に整備されているのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

近年登場しました生成A I は、文書作成をはじめ、知識やスキルを必要とする作業が可能であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事のスピードを大幅に高め、飛躍的な業務の効率化につなげていくことも期待されているところでございます。

当市における生成A I の利用につきましては、文書作成の参考にする程度の利用、そういったものはあるかと考えておりますが、現在、業務自体に生成A I を利用する際の明確な許可基準というものがございませんので、ガイドラインの整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1 番（太田政信君）

ありがとうございます。一定のルールづくりは早めにやっていただいて、A I 技術は日進

月歩の速度ではないので、ぜひどんどん進めていただきたいなと思います。一度つくったルールも、一度つくったら終わりではなく、継続的に見直しをしていく運用が重要だと考えております。

そこでお尋ねいたします。A I 利用に関するガイドラインや運用方法について、今後どのような形で整備・更新を進めていく考えか、また、具体的な時期やスケジュール感についてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

国や他自治体などの事例を参考に、早急に整備を進めているところでございます。具体的な時期といたしましては、着手のほうは今年の3月から作成のほうに着手をしております、7月には庁内で公開を予定をしております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

分かりました。

A I は、実際に触っている人とまだ使ったことがない人で理解や認識にかなりの差が出てくると思っております。そのため、まずは現在どの程度使われているか、どのような用途で活用されていくかを把握することが重要だと考えております。

そこでお尋ねいたします。現在、職員におけるA I の利用実態、例えば利用率や活用用途などについて市として把握しているのか、また、現時点で把握していない場合、今後どのように実態把握を進めていくか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

現在、職員が業務の一部として文書作成などでA I を利用しているということは先ほども申し上げたとおりでございますが、そういった利用の詳細までは把握しておりません。しかし、住民サービスの向上や庁内業務の効率化のために、これまで職員が行ってきた業務にA I を導入する場合、こういった場合につきましては、導入の検討時点から内容の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

先ほど答弁にもありましたように、A I活用を進めるためには、一部の詳しい職員だけが使うのではなく、組織全体が活用できる環境をつくることが重要だと考えております。また、A Iは若い職員だけでなく、部下に指示を出し、組織を動かしてきた管理職の方が活用できる可能性が高いと思っております。

そこでお尋ねいたします。A I活用が今後、行政運営に不可欠だと考えておりますが、全職員を対象としたA I活用研修の実施についてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

現時点で具体的な研修の予定はございませんが、先ほど申しましたガイドラインの作成後には、活用に向けた取組も含めまして、職員研修も必要であるという、実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

A Iの話をする、情報漏えいや誤った回答といったリスクを話題にすることがあります。怖いから使わない、よく分からないから様子を見るのではなく、しっかりとルールを整備しながら活用していくことが重要ではないかと思えます。つまり、ここまでは利用できる、ここから先は慎重に運用するといった基準を早めに整備し、職員が安心して活用できる環境を整えることが必要だと考えております。

そこでお尋ねいたします。A I利用に伴う情報漏えいや誤情報生成等のリスクに対し、市としてどのようなガバナンス体制や職員教育を構築していくか、考えをお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

個人情報の取扱いに係るリスクを適正に管理しながら業務効率化を図るために、技術の進展や国の検討状況を踏まえながら、研修等による職員のA I利用に対する知識を含めるとと

もに、業務へのＡＩ導入時点から担当課による監視・管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○１番（太田政信君）

ＡＩ導入をすること自体が目的ではなく、その結果を、どれだけ業務に効率化されたのか、どれだけ時間やコストが削減できたのかを検証することも重要だと考えております。また、結果を見える化することで、職員の皆さんも活用する意義を実感しやすくなると思います。

そこでお尋ねいたします。ＡＩ導入による業務時間の削減やコスト削減について、数値目標の設定や効果検証を行う考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

当市も含め、地方自治体では今後、ＡＩの導入が進んでいくものというふうに思っております。導入した業務につきましては、ほかの業務への展開のためにも効果検証は必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○１番（太田政信君）

ありがとうございます。

先ほど文書活用にＡＩが使われていると言われましたが、業務の進め方自体も、そのものも変える可能性があると思っております。また、ＡＩを活用することで、これまで外部委託していた業務の中にも庁内で対応できるものも増えてくるかと思います。

予算を見ていると、嬉野市に請求書を出せばお金が出てくる打ち出の小づちのように思われていないだろうかと感じる予算もあります。もちろん専門的な業務は外部委託が必要ですが、ＡＩの発達によって委託する必要性そのものが変わってくる業務も出てきております。だからこそ、発注する側もＡＩで何ができるのかを知っておくことが重要だと思っております。

そこでお尋ねいたします。現在、外部委託している業務のうち、ＡＩ活用によって削減や効率化が可能な業務について見直しや検証を行っているか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

昨日の森田議員からの御質問のときにもお答えをしましたとおり、令和2年度からA I－O C Rなどの業務に導入をしております。現在廃止された業務もございますが、導入直後には14件の業務に導入し、以降、令和6年度まで毎年5件程度の業務で新規導入し、活用しているところでございます。今後も随時見直しを行いながら、業務の効率化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

私はA Iの大きな価値の一つは、これまで専門業者に委託しなけりばできなかった業務を職員自身ができるようになることだと考えております。実際に私もA Iを活用することで、議会の議事録検索アプリを作成し、これまでより効率的に情報収集や資料作成ができるようになりました。また、職員がA Iを活用できるようになれば、業務の内容や見積額が適正なのかを判断する力も高まってくると思います。

そこでお尋ねいたします。A Iの活用により、これまで外部委託していた業務について、庁内で完結できるものは積極的に内製化を今後進めていく考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

情報漏えいや誤情報生成等のリスクを慎重に検討した上で、A Iなどによる内製化が可能な業務については活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

A I活用によって業務時間の削減やコスト削減が実現できるようになった場合、その結果をしっかりと評価する仕組みも重要ではないかと考えております。例えばこれまで外部委託していた業務を庁内で実施できるようになったり、業務改善によって大幅な時間削減や経費削

減につながったりした場合、その結果は市民としてもとても大きな利益になります。職員の皆さんも日々の多くの業務を抱えておりますので、業務改善やA I 活用に積極的に取り組んだ成果が適切に評価される環境づくりも必要ではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。A I 活用によって業務効率化やコスト削減を実施した職員や部署について、人事評価などに反映させる仕組みを検討する考えはあるか、お伺いいたします。極端に言えば、市長がこれはすごい、これは大きなコスト削減につながったと評価するような提案や改善を行った職員に対し、何らかの形で報いる仕組みやインセンティブを設ける考えはあるか、併せてお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

現在実施をしております職員の人事評価制度では、評価項目の中に、個々の能力評価において、市民感覚、あとコスト削減、業務改善・効率化、また常に新しい考え方を意識してレベルアップするなどの評価項目を設定しております。よって、現時点においても、A I など多様なツールを活用し、業務効率化やコスト削減を実現できた職員に対しましては、この項目によって職員のおおの人事評価に反映されるものということで考えております。また、直接的に各分野の事業や業務改革、また効率化を推進するような業務の目標立てをする場合には、個々の業績評価にも反映できるものということで考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

直接的な人事評価というところで、市長の評価というか、そういったところですけども、先ほど人事評価そのものは全体的な取組でしていきたいと思います。

私もA I にはとても関心がありますし、興味もございますし、これから、そろばん、電卓、パソコン、そして今A I の時代ということで、今後進んでいくものだというふうに認識をしております。先ほどA I エージェントの話もされておりましたけども、私もおとし、A I エージェントの研修といいますか、講演を聞きまして、さっきおっしゃっていた業務委託の内製化について、もう既にそういったこともできますよということで、システムを実際に見たことがありまして、ぜひこれは嬉野市でも導入できるなというふうな考えを持っていたところでございます。

就任後、情報系の職員にそういった事例があるから嬉野市でも検討してほしいという旨をお伝えしたら、そこよりも既にもっと先を行ってますよというふうな状況でございます。で

すので、かなりそういった浸透もしておりますし、現に議事録の作成なんかも個人的に利用されている方とか、また、提案の資料なんかもとても進歩してるなというふうな印象を持っております。引き続きそれがしっかりと業務の中でしっかりと反映できるような、今後取組を進めていきたいというふうに思っているところです。

人事評価に直接影響ということでございますけども、そういったところはしっかりと評価して、いろいろ人事面での活躍を期待したいというところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。市長がそういうA I エージェントという存在を知っていることだけで、きっと活用の方法というのは提案力があると思いますので、ぜひ今後活用していただきたいなと思っております。

チャットGPTのような対話型A Iに加え、クロードコードやコデーックスのように自ら作業を行い、資料作成やプログラム開発などを補助するA I エージェントというのが今年に入って物すごく発展しております。私は今後、こうしたA I エージェントの活用によって、自治体業務の在り方そのものが大きく変わっていく可能性があると感じております。

そこでお尋ねいたします。本市において現在、生成A Iだけでなく、今後発展していくA I エージェントを含めて、どのような分野で活用可能性を検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、令和2年度からA I－OCRなどを業務に導入しており、今後も随時見直しを行いながら業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。個々の導入業務につきましては、担当課と相談しながら、導入の可否を慎重に判断して対応しなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。昨日からA I－OCRという言葉が出てきてますが、多分A I－OCRというのもA I エージェントにA I－OCRのソフトを作りたいと言うだけで開発

できると思いますので、それでどんな、今現在委託している業務と照らし合わせて、これくらいやったら自分たちで作ったOCRで使えるんじゃないかというのもぜひ検証していただきたいなと思っております。

私はAIの目的は人を減らすことではなく、人にしかできない仕事に集中できる環境をつくることだと考えております。例えば資料作成、情報整理、議事録の要約などといった業務をAIに支援することで、職員の皆さんは市民対応や現場確認、企画立案など、本来力を入れるべき業務により多くの時間を使うようになります。また、AIの活用によって業務時間や委託費などの削減効果が生まれた場合、その成果を単に削減だけで終わらせるのではなく、市民サービスの向上につなげることが重要だと考えております。

そこでお尋ねいたします。AI活用によって人的、財政的な余力が生まれた場合、本市としてその余力をどのような市民サービスに再分配していく考えか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

デジタル技術やAI等の活用によりまして業務効率化が図られた場合には、職員の負担軽減と併せて、人的資源を、人間でなければ遂行できない、そういった業務に集中できる環境を整え、行政サービスのさらなる向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。ぜひ期待しております。

国やデジタル庁においてもAI活用の推進が進められておりますが、AIの進化速度は非常に速く、国の制度整備やガイドライン策定を待っている間にも技術は次の段階へ進んでおります。私は、国の方針に従うことは重要である一方、地方自治体が全て国待ちになるのではなく、自ら試し、学びながら前へ進んでいく姿勢も必要ではないかと考えております。

そこでお尋ねいたします。国やデジタル庁の方針を踏まえつつ、本市として独自にAI活用を進めていく考えはあるか、また、国の動向を待つだけでなく、先進事例の調査や実証実験などを積極的に行う考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

総務省の報告におきましても、自治体の業務プロセスや業務システムを大胆に標準化・共同化してＡＩ等革新技術を導入する必要があること、ＩＣＴによって処理できる業務は可能な限りこれを利用することを強調するなど、スマート自治体への転換を促す考えが示されております。当市におきましても、国の報告を背景に、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。また、先進地の事例も常に参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○１番（太田政信君）

ありがとうございます。

これまで様々な角度からＡＩ活用について質問してまいりました。当然ながら、ＡＩには情報漏えいや誤情報生成などのリスクもあります。しかし、私はこれからの時代は、ＡＩを使うリスクと同時に、ＡＩを使わないリスクについても考えなければならないと思っております。技術の進歩を理由に自治体間の差が広がる時代において、慎重になり過ぎるあまり何もしないことが結果として大きな機会損失になる可能性があると考えております。

また、私は、行政ＤＸやＡＩ活用において大切なのは、危ないから禁止するではなく、どこまでなら使えるか、どのようなルールなら安全に活用できるのかを整備していくことだと思っております。

そこでお尋ねいたします。ＡＩ導入に当たり、リスクがあるから使わないのではなく、安全に使うためのルール整備をしながら積極的に活用していくという考えについて、また、変化の速い時代において、前例がないことでもまずは小さく試してみるという姿勢について、市としてどのように考えているか、併せてお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

国におきましては、行政の進化と改革のための生成ＡＩの調達・利活用に関するガイドライン、これに基づきまして、各省庁にＡＩの利活用・リスク管理における責任者を設置し、ガバナンス体制を明確化されております。当市におきましても、そういったガイドライン等を参考にしながらルールを整備して、利用したいというふうに考えております。また、前例のない業務、そういった分野にも、先ほど申し上げましたとおり、担当課と話をしながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。考え方や方向性について理解できました。重要なのは、実際にどれくらいのスピード感で進めていくことかだと思います。

そこで、次の質問に移ります。A I 技術が急速に進化する中で、本市は行政D Xや業務改善をどのようなスピード感で進めていくか、慎重に考える必要はあるかと思いますが、そこをお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えをいたします。

今後、地方自治体では、人口の減少の深刻化による税収減少等による財政の逼迫化、職員の減少及び専門知識を有する職員の確保の難しさ等、人的、予算的に厳しい状況に置かれることが想定されます。こうした社会環境の変化の中でも、自治体は安定して持続可能な住民サービスを提供することが求められております。そのためには、業務の効率化や職員の単純作業からの解放により、人間でなければ遂行できない業務に集中できる環境を早期に整える必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1番（太田政信君）

ありがとうございます。

私は今回、A I そのものについて質問してきたというより、変化の速い時代に行政がどのように向き合っていくかという視点で質問させていただきました。これから先は、A Iに限らず、新しい技術や新しい働き方、新しいサービスが次々と出てくる時代になると思います。そのような中で、自治体は前例がないからやらないのか、それともまずは試してみるのかという判断が迫られてくる場面も増えてくると思います。

そこで、最後に市長にお尋ねいたします。市長はこれから行政運営において、新しい技術や新しい考え方に対しどのような姿勢で向き合っていきたいと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

時代の変化をしっかりと捉えて、的確に行政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。その上で、まずA I の技術、今回一般質問をいただきましたので、答弁させていただきますと、先ほども私も実体験として、かなり大きな業務改善、あるいは予算の抑制につながるというふうな認識をしておりますので、積極的に活用していきたいというふうに思っております。

その上で、いろいろ、SNSの情報漏えいとか、そういったところを踏まえて、押さえるべき点、まずはセキュリティポリシー、そういったところをしっかりと備えた上で、今、個人でA I の技術を活用されておりますけども、行政として、先ほどのA I エージェントのような形でしっかりと嬉野市が活用できるA I ですね、そういったところの導入を視野に入れて進めていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、今後、A I 人材の育成であったり、研修、事例検討を少しずつ前に進めていきたいというふうに思っております。いろいろリスクのことを考えると進まない点がございしますが、コロナ禍、リモート会議とか、いろいろ社会の変化が今はもう定着をしております。そういった中で、このA I もいずれ必ず定着するんじゃないかなというふうな認識をしておるところでございます。

そういったことも踏まえて、今、パブリックコメントで総合計画を今実施をしておりますけども、その総合計画にもA X という文言を導入をいたしまして、今後の社会を見据えた業務改革といいますか、A X の導入をしっかりと活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

太田政信議員。

○1 番（太田政信君）

ありがとうございました。よく分かりました。

今回、キャッシュレス化、電子契約、押印見直し、そしてA I 活用について質問してまいりました。一見するとそれぞれ別のテーマのように思いますが、私の中で全て同じ問題意識でつながっております。それは、限られた人材と財源の中で、どうすれば行政サービスを維持し、さらによくしていけるかということです。

職員の皆さんの仕事は、現金の集計や紙の整理、単純な資料作成ではなく、市民の声を聞き、現場を見て政策を考えることこそ大きな価値があると思っております。だからこそ、キャッシュレス化や電子契約、A I 活用によって生まれた時間や余力を、市民対応や福祉、子育て、教育、地域課題の解決に回っていくことが重要だと考えております。

私自身も議員として、ただ質問するだけではなく、実際に使い、試し、学びながら、市民の皆様にとって価値のある提案ができるように努力してまいります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで太田政信議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時40分まで休憩します。

午後 1 時31分 休憩

午後 1 時40分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

一般質問の議事を続けます。

議席番号15番、梶原睦也議員の発言を許可します。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

皆さんこんにちは。議席番号15番、公明党の梶原睦也でございます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴誠にありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。今回は大きく3点について質問をいたします。1点目は避難所の環境整備について、2点目は給水スポットの整備について、3点目が会計年度任用職員と任期付職員についてであります。壇上では1点目の避難所の環境整備について質問をいたします。

避難所における生活環境の改善は重要な課題となっております。能登半島地震をはじめ、これまで各地での災害において、避難所のトイレ不足は避難者にとって体調を崩す大きな原因の一つとなっており、その対策として、簡易トイレの備蓄や、最近ではトイレカーの整備なども行われており、本市においても整備を急ぐべきと考えております。さらに、暑さ・寒さ対策の不備も災害関連死を招く大きな一因となっており、空調整備の充実と避難者が安心して避難できる環境づくりは急務でございます。

また、近年はペットの同行避難も大きな課題となっております。まずは人命が第一ではありますが、ペットを飼っていらっしゃる方にとっては、ペットも家族の一員との認識があり、ペットを残しての避難にちゅうちょされる方もいらっしゃいます。それにより避難が遅れて災害に巻き込まれるケースも考えられます。

災害関連死を防ぎ、避難者の命と健康、また避難に対する不安を取り除くためには、避難所の質の向上が極めて重要でございます。そこで、①の災害時の避難所のトイレの確保はできているのかお伺いし、後の質問は質問者席より行います。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

それでは、梶原睦也議員の御質問にお答えをいたします。

まず、災害時の避難所のトイレの確保の状況でございますが、嬉野市の令和7年度地域防災計画で明示をしておりますが、災害が発生したまたは発生するおそれがある場合において、その危険から逃れるための施設・場所を指定緊急避難所として、また、災害が発生した場合において被災の方が一時的に滞在し、生活するための指定避難所として市内の施設を指定しております。

被災者が生活する指定避難所には、施設内や施設付近にトイレ設備がございます。既存のトイレ施設の使用が困難になった場合に備え、簡易トイレの備蓄も行っております。簡易トイレに関しましては、本体を28セット備蓄をしております。処理基剤については2,700回分を備蓄しておりますが、他の備品等と調整を行いながら、毎年購入を継続していきたいというふうに考えております。

加えて、仮設トイレの調達については、佐賀県と民間事業者による災害時における応急対策用資材の調達・設置に関する協定などを締結しておりますので、民間事業者と連携して取り組むこととしております。

以上で梶原睦也議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

市長としては、今のトイレの状況はこれで完了していると、充足しているというふうに感じていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

トイレの状況、被災が起きたときのトイレは十分に確保自体はできているというふうに認識をしておりますが、引き続き毎年継続して備蓄を増やすことは取り組んでいきたいと。また、それと別に、トイレの環境整備ということが、能登半島地震のときに、実際にトイレを処理するだけではなくて、環境整備のところまで必要だというふうな認識が全国に広がっているということで、先ほど議員おっしゃったトイレカーのような快適にトイレができる環境整備、そういったところはまだまだ課題が残っているというふうに感じております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

国の基準として、避難者の30人から50人に対してトイレを1基という基準を国としては示しておりますけれども、本市においてのその基準の到達具合というのはどういうふうな状況

でしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えいたします。

嬉野市の災害廃棄物処理計画においては、仮設トイレの必要基数は50基となっているというふうに認識しております。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この点については充足しているというふうに捉えているということですね。分かりました。

以前も私、この点については質問で上げてました。先ほど市長が答弁されたように、簡易トイレ等についての備蓄をきちっとやってほしいということで提案等はこれまでもさせていただきました。今回は、先ほど市長がちょっとおっしゃいましたトイレカーについて、本市での導入をぜひ進めていただきたいなという思いで今回質問させていただきました。

このトイレカーについては、県内においても、特にみやき町においては先進的に取り組まれておりまして、トイレカーと言っても、いろいろ種類があるんですね。水洗式のものもありますし、水がないときに対応できるような乾式のトイレカーというのも最近できております。種類はいろいろあるんですけども、このトイレカーについて、みやき町においては、軽トラック型のこれを導入しておりまして、導入した直後というか、導入して、学校でしたっけ、水道管の破裂があつて、すぐトイレが使えなくなった状況のときにトイレカーを出動させて、すぐ対応できたというような情報もあります。

そういう意味で、トイレカー、災害時だけではなくて日常的に、催事とかそういったことがあるときに、そういったトイレ、臨時用のトイレとして活用もありますし、本市においても、ぜひこのトイレカーの導入について検討していただきたいと思いますけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

私も議員のときにトイレカーの提案をした身でございますので、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

閣議決定もされ、防災庁が11月に発足をされまして、その中で、以前から計画されておりますけども、トイレカーとかキッチンカーとか、いろいろなそういった資機材を登録制度を国が進められております。各自治体が日頃持っているものを有事の際は協力しながら融通し

合うような、データベース化といいますか、取組を今後進められるというふうな中で、嬉野市としてもそこに協力するという観点も持ち合わせる必要があると思いますので、財政的にもそういった意味で緊防債の活用とかありますので、トイレカーないしそういった日常的にも使えるような設備に関しては、ちょっと検討というか、研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほど市長が言われましたように、国がしっかりこれについては情報も集めてやっていくということにしております。そういう中で、新しい地方経済・生活環境創生交付金と、こういった国の補助金もトイレカーについて今使えますので、そういったこともぜひ検討して、検討というか、ぜひ導入していただきたいなど。嬉野市としては観光地でもありますし、そういった意味では、安心なまちですよというPRにもなるので、ぜひこのトイレカーを設置していただきたいなと思っております。また、トイレカーそのものをいろいろPR用に使ったりとかやっているところもありますし、いろいろ使い道はあると思いますし、ぜひ導入していただきたいと思います。

先ほどありましたように、近隣市町との共同での連携し合うという意味では、みやき町は近隣の久留米市と提携して、いざというときはトイレカーを近隣の提携しているところに出したりとか、また、それ以外の地元地区や自治体で不足している分は他の自治体の部分で賄ったりとか、そういう災害協定を結んでいるということでした。そういう意味で、ぜひ本市もそういう、リーダーシップ取ってやっていくような、そういう施策を進めていただきたいという意味で、トイレカーの導入をぜひお願いしたいと思います。

この導入については検討しますということでありますけど、将来的に、現実的に本当に考えられるのかどうか、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

まず、佐賀県はトイレカーと、そしてキャンピングカーも導入をしております。この間のGM21でも災害・出水期を前にした災害対策ということで、私のほうからも県内でそういう協力体制が築いたほうがいいんじゃないかというふうなちょっと御提案をしたところでもございます。

嬉野市がその場合、トイレカーないし日常的に使えたりするとか、日常管理、そういったところも踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。それが、トイレカー

は実際にどういうふうなものがあるのかとか、日常的な管理がどういうふうにすべきかとか、どこに置いておくのかとか、そういったところもしっかり検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひ、本市は観光都市でもありますし、またイベント等もいろいろありますので、ぜひ活用できるような、そういうトイレカーの整備についてはぜひ決断していただきたいとお願いしておきます。

続きまして、避難所の空調対策ということで、主に、毎回やっておりますけども、学校の体育館の空調整備ということで、今回はちょっと角度を変えて、避難所としての位置づけで質問をさせていただいております。

学校体育館、要するに指定避難所となっている学校体育館における空調整備、現状はまだ全然できてないということでもあります。今回、春に入学式、卒業式に私も参加させていただきましたけども、体育館が非常に寒くて、やっぱりこれは必要だなというふうに、避難所となればなおさらのこと、通常の、大きな災害じゃない限り、体育館等を使うことはないというような答弁もありましたけれども、想定外を考えていくということでは、当然、体育館等を使う災害があるという想定の下にやっていかなければいけないと思いますので、そういう意味で、この空調整備について、教育長のほうにも出してますので、ぜひ答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと視点が違うと思いますけども、避難所というよりも学校施設になると思いますけども。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

これまでは学校の体育館が避難所になるというケースはあまり数多くはございません。例えば塩田地区で言いますと、塩田中学校は番外ですよね。御案内のとおり。避難所になりませんし、塩田小もできません。過去、体育館まで、床に水が来た。そういうことからすれば、避難所とすれば、久間小か五町田小かということで行くと、地形的に見ていくと、私は、久間小のほうがいわゆる傾斜があつてずっと流れるんですけれども、これまでの過去の例で行くと、地域住民が避難してきていらっしゃるケースを見ますと、五町田小のほうが避難所としてするということが一番いいのかなと思っております。嬉野の場合はU-Spo（ユースポ）等がありますので、そういったところからすれば、ちょっと高台にある嬉野小学校あたりがその候補地になるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、体育館が即避難所ということは、これまで私あまり経験しておりませんが、今後、学校の体育館、熱中症対策あたりでも話題になってきておりますので、先進校あたりの体育館も見に行っておりますけれども、かなりの金額もかかります。補助金も出ているんですけどもですね。そういった意味で、塩田地区、嬉野地区の拠点校の中心というようなことで判断をしていくのがいいのかなということを考えているところでございます。

以上、お答えしたいと思います。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

申し訳ないです。通告書２番目の教育長への通告と勘違いして、申し訳ないです。

そしたら、この分については、あくまでも、最初言いましたように、避難所という位置づけで質問をさせていただきます。ごめんなさい。

そういう中で、この体育館については、空調設備整備臨時特例交付金、学校施設環境改善交付金と、こういった交付金等がございます。今言いましたように、学校施設ではありますけど、市の持ち物でありますので、体育館についての空調に対する考え方を担当のほうでお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えします。

先ほど教育長も申してましたように、体育館等が避難所になるケースというのはなかなか発生しないとは思っておりますけども、基本的に、仮に体育館等が避難所等となったときは、被災者の健康を第一に考えて、空調設備の整った教室を居住スペースとして活用できるようなことができないかというようなことを関係課と協議していきたいというふうに考えております。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

体育館のことを言ってますけど、避難されている避難所についての空調設備はどこでも整っているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えします。

避難所としては、小・中学校の体育館等以外についてはおおむね設置されているものと認識しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そこら辺についてもきっちり、暑いときの対策、本当にできているかどうかというのはきちんと確認をしていただきたいと思います。

そういう中で、また体育館に戻りますけども、常設の空調設備というのは費用的にもなかなか、していただきたいんですけども、すぐできるということはないので、スポットクーラーとか移動式のエアコン等を常備しておいて、いざというときはそういうのを使うというような、そういったことはできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えします。

当然、そういった形ですることにも対応は可能かと思えますけれども、一応金銭的な部分、財政的な部分がございますので、そういったところは今後協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

最後、市長にちょっとお聞きしたいんですけど、今後は避難所となる体育館についての空調設備について、市長としてはどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

体育館の空調設備、災害面からも、また子どもたちが利用する面からも、できる限り整備はしたいなというふうに思いますが、かなりの財政面の負担が伴うということで、そういったところはしっかり財政的な側面からの調整が必要だろうというふうに認識をしております。先ほどおっしゃられたスポットクーラー的な取組であったり、財政負担をいかに低減するような取組があるかというところで、しっかりと研究をしていきたいなと思っております。

今年の、たしか令和8年度、県が県内の高校で同じようにクーラーを導入する中で、少し財政的に工夫をされて整備をしますから参考にしてくださいというふうなことをちょっと言われていたというふうに記憶をしておりますので、そういった事例を参考にしながらちょっと研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひ、一步ずつではありますけども、しっかり進めていっていただきたいと思います。

次に、ペットの同行避難についてお伺いしたいと思います。

本市の地域防災計画におけるペット同行避難の位置づけというのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えいたします。

飼い主の方にとって、単にペットではなく大切な家族の一員ということで、災害に見舞われれば、大切な命を守るために、ペットと一緒に安全な場所に避難したいということは自然なことであるものと考えます。

嬉野市では、地域防災計画の中に、ペット同伴避難について、大規模災害が発生した場合や長期避難となった場合については、市が指定する嬉野市の嬉野町大字下宿に所在するみゆき公園の管理棟を開設するとうたっております。また、令和7年2月には同施設でペットの同伴避難を想定し、飼い主の方にも参加していただき、訓練を行ったところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今、みゆき公園の管理棟にということは、これは同行避難ということで、ペットだけ避難ということですか。それとも飼い主の方も一緒にそこだったら避難できますよということで指定されているのか。すみません、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

飼い主の方も一緒でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そういう意味では、本市は進んでいるというふうに捉えたところです。通常は一緒に行って、別のところにペットを置いて、あくまでも一緒に避難はするけども、ペットはほかのところに置くというような感じのところが多かったので、そういうことができればなと思って私も提案したかったんですけど、そういうのができているということであるならば、安心いたしました。

あと、先ほどおっしゃっていたように、私も壇上で言いましたように、ペットと避難できるのかできないのかというのが、きちっとペットを飼ってらっしゃる方がそういう意識がないと、先ほど私が言ったように、戸惑うというのがありますので、今、課長がおっしゃったように、そういう訓練とか、そういうのを、もっと啓発活動というか、広報活動をしていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

今後、ペットとの同行避難についても、その時々でPRというか、等々をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひお願いします。特に今から災害が起きる時期になってきましたので、事前に広報等ですういった対応できますよというのを広報していただければと思います。よろしくお願いします。

ちょっともう一歩先に進んでですけども、そういった中で、嬉野は獣医師の方いらっしゃるんですかね。嬉野はないですかね。ちょっとすみません、本市になくても、そういったところとのペットに対する連携協定みたいなところを結んでいるところもありますので、そういう部分もちょっと研究していただいて、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

防災安全課長。

○防災安全課長（志田文彦君）

お答えいたします。

獣医師さんとの連携等を視野に入れて勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

それでは、この避難所の環境整備についてはこれで終わらせていただきます。

続いて、給水スポットの整備についてお伺いをいたします。

近年、熱中症対策、またプラスチックごみの削減、そういった観点から、公共施設への給水スポット設置が全国的に進められております。本市においてもU-Spo（ユースポ）に給水スポットがあるわけでございますけれども、このU-Spo（ユースポ）の給水スポットについて若干お伺いをしたいと思います。

このU-Spo（ユースポ）の給水スポットの設置の経緯について分かれば、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後2時5分 休憩

午後2時6分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

経緯ということで、最初から体育館のU-Spo（ユースポ）ができるときに既についていたということで、造った方が先見の明があったということで理解しました。そういう意味で、現実に今、給水スポットついてるわけでありまして、その利用状況は分かります。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

U-Spo（ユースポ）の給水の状況ということでございますが、実は私もU-Spo（ユースポ）に行ったときは必ず飲んで帰ります。という具合に、U-Spo（ユースポ）を使われる子どもさんであったり、地域の方であったり、それぞれ喉が渴いたときには、あそこに駆け込んでいらっしやって、満足そうにびっとして帰られておりますので、そういった点では非常に、憩いの場所というんでしょうか、熱中症対策とか、そういう部分についても有効になっているんじゃないかなという気はいたします。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。好評をいただいているということですね。

私も昔、中学校のときに、市役所に冷水機が置いてあって、物すごく冷たい冷水機があって、あれを飲むのが楽しみでいたときもありましたけれども、今はもっときちっと、何というか、衛生的にもきちんとされている給水スポットができていますけれども、そういったU-Spo（ユースポ）の給水スポットに関しては評価をいただいているということで理解をさせていただきました。

続いて、学校における熱中症対策という中で、児童・生徒に対して水筒持参の状況はどのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（河村 賢君）

お答えいたします。

学校現場におきましては、児童・生徒の熱中症対策、健康管理の観点から、水筒の持参について日頃から指導をしております。保護者の皆様にも協力をお願いしているので、その結果、多くの児童・生徒が日常的に水筒を持参しているという状況になっております。毎日のように子どもたちは水筒を持参しているという状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

水筒を持参しているということで、学校には給茶機があるのは私も理解しているんですけども、夏場の暑いときに家から冷水を持ってきてそれを飲むということだと思いますけども、その水筒に入れた水が帰りまでもっているのかどうか、そこについての状況把握はされていますでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（河村 賢君）

お答えします。

特に暑い夏のときは足りなくなる児童も実際います。児童・生徒います。ですので、そういうときに給茶機の前に並んで、不足した水を入れて、補給しているという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

その給茶機というのは冷たいんですかね。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（河村 賢君）

お答えいたします。

冷たい水も出ますし、お茶も出ます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。それで給茶機の機械で水筒に冷たい水を入れることも可能なわけですね。それは全学校に設置してありますよね。そういうふうに学校で水もくめるし、お茶もくめるということで理解していいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

給茶機については各学校1台ずつございます。嬉野市でつけた部分と、それから西九州茶連から寄附していただいたものもございます。したがって、お茶も水も、冷水も飲めるようにしておりますので、そういったところでは、水筒の水が減ったときにはそこに並んで入れている状況です。

特に生徒数の多い学校では、1台でどうしても足りないよねということで、先日、嬉野小学校に行ったとき、もう1台ぐらいは少なくともつけんと、熱中症対策あたりについても検討するようにしようねということで、教育委員会でも話をしながら帰ってきたところがございますので、今後、給茶機がいいのか、本当に冷水だけの機械がいいのか、そこら辺も含めて検討して、首長局あたりに予算をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えしたいと思います。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そういう意味で、先ほど1台だけでは足りない部分もあるということであるならば、いきなり全小・中学校に設置するというのはかなり大きな負担になるので、厳し

いかも分かりませんが、モデル校をどこかで決めて、その状況を見て、今後どういうふうにしていくかというのも一つの手かなと思いますので、ぜひ、教育長言われましたので、考えていただければと思います。この辺について、市長、どうでしょうか。学校に対する給水スポットの設置ということについてはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

そういったところもしっかりと教育委員会と情報を共有しながら協議していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

続いて、公共施設への設置ということをしていただければと思っております。今、県においても、それから伊万里市、鹿島市とか、どこでも給水スポットの設置を進められております。鹿島においては、市役所、図書館、公民館、もろもろ、民間施設の薬局にも設置してあります。唐津市においては、小・中学校、小学校24校、中学校12校、それから市内の公共施設24か所、ほとんど、ちょっと歩いただけでそういう給水スポットがある状況なんですよ。

先ほど学校現場は子どもたちのためのあくまでも給水スポットですけども、市民とか、本市においては観光客のそういったちょっとした、休んだりとか、真夏の暑いときにちょっと歩けばそういう冷たい水を得られる、そういった環境づくりというのをぜひ進めていただきたいと思いますけども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

ちょっと給水スポットの実際の費用面とか、そういったところをちょっとまだ把握ができておりませんで、はっきりとしたお答えができないのがちょっと苦しいんですけども、ただ、やっぱり酷暑の時期にあって、熱中症対策の一環として、そういったアイデアが一つあるのかなと。

先ほど梶原議員もおっしゃられましたとおり、私も子どもの頃、今の嬉野庁舎で、夏休みとかの帰り道、水を飲んでた記憶がとても印象的で残っておりますので、そういった給水スポット、公共施設、あるいは民間の事業者が導入される場合の補助事業とか、いろいろアイデアがあるというふうに思いますけども、これからの猛暑日、熱中症対策の一環として、いろいろアイデアを考えていきたいなというふうに思ったところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

熱中症対策もありますけど、先ほど言いましたように、マイボトルを持ってそこに行くということなんですよ。そこで飲むだけではなくて、マイボトルに入れて、だから、ペットボトルのそういった減少というか、そういったことにも寄与します。SDGsの観点からかなり大きな効果が出ております。そういう意味で、ぜひ本市においてもこの給水スポット、していただければと。

夏になれば、涼みどころとかいって、市内でもつくりますよね。今は何か所ぐらいあるんですかね。

○議長（田中政司君）

福祉部長。

○福祉部長（山口貴行君）

お答えをいたします。

福祉課の委託事業で生活支援体制整備事業の方が、市内の郵便局であったり、薬局であったりと、公共施設もですけど、市内で今年度41か所一応お願いしているところです。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひそういうところに、もっと言えば、そういうところに助成金出してでも設置してくださいというぐらいまでなればいいのかと思うんですけど、最初、AEDの設置のときもそうだったんですよ。なかなか、まずは公共施設にAEDの設置をしてくれということを私も大分言って、今、AEDの設置は当たり前になってますよね。恐らくこの給水スポットも、この温暖化の中で、どの自治体に行ってもあるのが当たり前と。もっと言えば、そういった民間施設への補助制度みたいなのでつくっていくというような、そういう流れになるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、本市において、ほかのところも若干ありますが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますけど、もう一度、市長、研究しますじゃなくて、もう一歩踏み込んだ答弁をいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

様々な事例等を私も研究しながら、方向性としては、熱中症対策の一つ、かなり効果があ

るというふうに思いますので、前向きな捉え方を持っているところでございますので、しっかりと中身を勉強していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問に移ります。会計年度任用職員と任期付職員についてということでございます。

行政需要の多様化・複雑化が進む中で、市民サービスの維持向上のために必要な人材を安定的に確保していくという意味で、この制度があると思います。そこで、会計年度職員及び任期付職員の現状と今後の人材確保についてということでお伺いいたします。

本市における会計年度任用職員及び任期付職員の人数、配置状況はかなりあれなんですけど、人数について、どの程度採用されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

会計年度任用職員ですけれども、令和8年度4月時点において、会計年度任用職員は193名、任期付職員といたしましては9名を採用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。193名と9名と。このそれぞれの制度の趣旨や法的な位置づけ、この違いについてちょっと教えていただければと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まずは、会計年度任用職員の位置づけといたしましては、地方公務員法第22条の2に基づく一会計年度内を任期として任用される一般職の非常勤地方公務員ということになります。常勤職員と同様の守秘義務、あと職務専念義務などの服務規程が適用されるような状況でございます。

また、任期付職員につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法

律というのがございますけれども、この法律及び、嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき、専門的な知識経験を有する者をその知識が必要とされる業務に従事させる場合において任期を決めて採用しているというような状況でございます。また、一定の期間内に終了することが見込まれる場合、育休の代替等で必要である場合にも任期を定めて採用しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、その採用方法というか、会計年度職員さんに関しては毎年切り替えるんですよね。切替えというか、入替えも含めてでしょうけど、任期付職員の場合は、5年という位置づけがあるんです。これについて、その任期についてもう一度教えていただければと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

まず、議員御発言のとおり、会計年度任用職員につきましては、会計年度一年度ごとの任用という形で、条件を満たせば、公募、選考によらず再度の任用を行うことができるというような、この回数は上限を2回ということで、最高3年という形での上限を設けておりますけれども、それが満了しましても、再度試験等受けていただければ、また採用という場合もあるということになります。

また、任期付の職員につきましては、5年というような任期付の期限がありますけれども、それは状況、その業務が必要とする期間に応じて、先ほど申しました、そういった一定の期間、育休代替等々もございますので、その期間に応じて任期を定めて任期としているというような状況でございますので、必ずしも全ての職員が5年というわけではないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。

そしたら、今度は採用方法ですけども、会計年度職員の方は毎年試験を受けるというふうになってますけども、本市においては必ず試験があるわけですね。この辺について、これ

はもう法的に決まってるのかどうか。試験をするというか、面接だけとか、そこら辺についてはいかがでしょうか。本市独自のやり方なのか、それとも、毎回試験をするというのは、法的な位置づけでそうされているのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

会計年度任用職員の採用につきましての統一試験と、うち独自の嬉野市で行っている分がございすけれども、その都度任用を年度途中等で行う場合もございす。そういった場合には、試験と申しますか、面接等々の選考という形、試験についても選考、面接についても選考ということで、必ず一定の試験というような部分のクリアだけが採用の条件ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この試験、面接じゃなくて試験ですよ。これは嬉野市独自なのかどうかというのを聞きしたかったんですけど。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

嬉野市だけで行っているものではないと認識をしておりますけれども、嬉野市での規定に基づいて行っているものと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

この試験を受けるという、ちょっといろいろ国の制度が変わったときだったかなと思うんですけど、この試験を受けるというところにちょっと抵抗がある方もいらっしゃるって、毎年試験があるもんで、嬉野はというようなことがあるんで、この試験をすることに、何ていうかな、意味があるからやってるんでしょうけども、これをやってない自治体もあるわけですよ。そこで、あえてこの試験をされるというところにどういった意味づけというか、あるのか。今後、この試験制度について変えていく、そういう考えはあるのかどうか。ここは市長にちょっとお伺いしたいと思うんですけど、この点についていかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

現状の採用の更新を行う上での採用試験ということでございますけども、現状そういった条件を付しております。ということで、他の自治体が試験をされていないということでございますけども、現状、嬉野市としては、採用に当たってのしっかりと精査を、人物の試験というものを踏まえた上で働いていただくというふうなところで、今後もそういったところになるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。本市においては、このやり方でずっといくということですね。了解しました。

続いて、会計年度任用職員さんとか任期付職員さんの処遇改善に対する取組とか研修会の確保、ここら辺については何かされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

常勤の職員もちろん研修等を行っておりますけれども、特に任期付の職員さん、また会計年度任用職員さんを対象にした研修等についても、それこそ職員の服務規程等々についても、今回も新規でこういった職員採用しておりますので、そういった研修のほうは定期的に行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今後、今後というか、庁舎が今度、一庁舎体制になりますよね。そういう中で、今回、任期付職員と会計年度職員の質問を出してますけど、職員ということで、職員数に関しての考え方、要するに、一庁舎になることによって全体的な正職員がどのようなになるのか、また任期付職員、また会計年度職員、これについての採用枠というか、そこら辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

庁舎移転を控えておりますけれども、庁舎移転後の組織といたしましては、厳しい財政状況にある中ではございますけれども、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成という部分を行っていきながら、市民のニーズに応える効果的で効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要ということで考えております。

そういった意味で、常勤職員、あと任期付職員、会計年度任用職員それぞれの、先ほど御説明しました役割ですね、それぞれの条件等ございますので、その辺をしっかりと認識をしながら、適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

適正な採用ということは分かりますけど、現実に一庁舎体制になって、人件費の削減という意味で、そういうふうになるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

今現在、塩田庁舎の利活用も含めて、一庁舎統合になった後の体制については、各分野ごとの調査等も、業務の集約等もしながら、適正な配置について検討を進めているところでございます。その中で、確実に減るのか増えるのかという部分はここではお答えすることは申し上げられませんが、その適正な部分という部分をまずは検討しながら、先ほどのほかの議員の質問でもございましたように、いろいろな業務について、職員ではなくてできるような業務等も出てきている部分もございますので、そういった部分も総合的に判断をして、適正な人員配置というのはなされるべきかなと考えております。ここで会計年度任用職員さんの増減についてはちょっと申し上げることはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

増減については答弁できないということで、いずれにしても、本市に有能な人材を確保するというのは大事なことだと思うんですよね。そういう意味で、先ほど言いました試験とか

もあるんですけども、働きやすい職場環境づくり、また柔軟な勤務形態の導入といったことで、選ばれる自治体、要するに、嬉野市で働きたいなという有能な人材を来ていただくための環境づくり、これについては大事なことだと思いますけども、それについての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（松本龍伸君）

お答えをいたします。

自治体職員全般について、やっぱり昨今の状況を考えてみますと、そういった賃金の問題等も含めて、民間のほうに流れているというような状況もございますので、人事のほうとしても、そういった優秀な人材確保という点では危機感を覚えているところではございます。優秀な人材ですね、採用の合格は出させてもらったんですけども、なかなか来てもらえないというような状況もあるようですので、その辺については、魅力的な職場というような部分、あと、ハード面もそうなんですけれども、ソフト面、そういったケアの部分、そういった部分も十分に念頭に置きながら、人材の確保等々に努めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほど課長のほうからもおっしゃったように、民間に優秀な人材が行くというのは、もちろんそれはそうでしょうけども、そういった市に本当に必要な人材であるならば、報酬もそれなりのものを出してでも、そういう業務をやっていただく人材を確保するというのは大事なことだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今後の行政運営を支える人材戦略ということについて、市長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

今後の人材戦略ということでございますが、しっかりと業務を遂行していただく人材、やはり組織は人材が一番大事でございます。様々な、先ほどAIの技術もありましたけども、リモートワークとか、そういった新しい働き方、そういったところは積極的に導入しながら、働きやすさというのを実感していただけるような組織にしていきたいというふうに思いますし、私としては、積極的に業務外でもいろいろと地域に関わっていただけるような職員の方、

また挨拶を徹底するようという事で周知もしております。しっかりと市民の皆様が相手ということをしかりと認識した上での職員だと、行政サービスだということを常日頃から意識していただきたいというふうに思っております。

最終的に市民行政サービスがしっかりと定着するためには、職員の皆様がしっかりと安心してというか、ストレスを少なくして働くことが一番重要だというふうな認識をしておりますので、できる限り取り入れられるような業務改革には積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

いずれにしても、市民の方が安心して職員さんと接することができるような、そういった職員さんにいていただきたいと思います。

そしたら最後、とにかく今回、トイレカーの導入と給水スポット、これについてはぜひ実現していただくようまた要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで14時50分まで休憩します。

午後 2 時37分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

一般質問の議事を続けます。

議席番号 9 番、山口虎太郎議員の発言を許可いたします。山口虎太郎議員。

○ 9 番（山口虎太郎君）

こんにちは。議席番号 9 番、山口虎太郎です。議長の発言許可を得ましたので始めます。

これまで私は挨拶に厳しい言葉を言ってきました。今年、改選後半年も満たないのに、議員の暴力事件が新聞、ネット、テレビ等で取り上げられました。私はこれまでも壇上から厳しい言葉を言ってきましたが、また、この議場で長年の功労に表彰を受けられた議員の方々も姿を見てまいりました。その姿には拍手を送り、功労をねぎらってきました。

選挙で選ばれた議員は、政治倫理条例の下に市民に範を示す立場であり、その政治責任は重い。間違った自ら職を辞すべきと考えます。今年は嬉野市制20周年、また新庁舎開業、全国お茶まつり開催を控え、市として大事な時期であります。議会としても厳しく対処しなけ

ればならないと考えます。

では、壇上からの質問に入ります。

1つ目に、温泉資源について、温泉資源の保護のために、そのルールづくりについて、県との話し合いはどのように進んでいるのか伺います。

2つ目には、温泉資源保護のための市民も含めた協議会の設置はどのように考えておられるのか伺います。

以上、壇上からの質問に、後、再質問は質問席より伺います。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

それでは、山口虎太郎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、温泉資源保護に関する御質問についてでございますが、温泉資源保護のためのルールづくりにつきましては、源泉所有者会議の中で進めているところでございますが、会議には県からも御参加をいただいております、情報共有及び連携を図っております。

この先、ルールの詳細を協議するに当たっては、温泉法を所管する県の知見を伺うことも多々あるかというふうに思いますので、引き続き連携を密にして対応してまいりたいというふうに考えております。

また、市民を含めた協議会の設置に関してでございますが、温泉は地域の限りある共有資源であり、将来世代に引き継ぐべき財産であるというふうに認識をしております。そういった意味で、温泉の利用や保護について、広く市民の皆様を巻き込んだ議論の必要性も理解するところでございますが、まずは源泉を所有する方々において、使用に関するルールの策定、こちらが先決であるというふうに考えておりますので、まずはこのルールづくりに注力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

源泉所有者会議でのルールづくりということで今、市長言われましたが、そこには県の方も同席されているという認識でよろしいということですかね。

まず、温泉資源の保護に関しては、やはり揚湯量、これのお互いのルールづくりが一番大事じゃないかということはもう以前からずっと申しておりました。そして、嬉野市の温泉源の湧出量というのがどういうふうになっているのかというものをやはり調べられているのか、その推定はされているのか、そこをちょっと伺います。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

湧出量とおっしゃられるのは、揚湯量とはまた異なるという認識でよろしいですか。そういった意味でいけば、湧出量というものはこちらとしては現在は把握はしておりません。

以上となります。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

そしたら、統括監、把握の量というのは推定でどのくらいというのを分かっているということですかね。嬉野温泉の下からの湧出量は分からんということを言いましたですかね、今。分かりました。

私が調べた中での、以前、多分課長さんたちもこれは見られていると思うんですが、嬉野温泉の研究、この中にも嬉野温泉の湧出状態から見た嬉野温泉、また、その中で嬉野温泉の涵養量ですよ。全体的な地下の。そういったところでのパーセントとかというものを調べられておるわけです。

その中において、やはり今、深度35メートル付近を中心として、45メートルより浅い部分で岩盤の割れ目から温泉が湧出しているのであり、深度45メートルより深い部分では、岩盤の割れ目が異質の岩または粘土等によって詰まって、温泉が湧き出るような割れ目はないことを示しているという調査をされています。

ここにおいて、やはり源泉所有者の方々が、やはり嬉野温泉の温泉保護という観点でいけば、この揚湯量に対してお互いのルールをつくるというところで考えられていると思うんですが、統括監のほうでそこら辺のそういう揚湯量のルールづくりというものはどのように進められているのか、分かったら教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

先ほど市長が申しましたように、ルールづくりについては、源泉所有者会議の中で、源泉所有者の皆様が主体となって決めておられるところでございます。揚湯量につきましては、現状2,500という数字を一つの目標といたしまして、今後どのようにするかというところを決めていく方向となっているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

昨年から揚湯量の制限を県のほうから2,500、日量ということで、一応決められているということで理解していいんですかね。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えいたします。

県からの指導で2,500というわけではなく、過去のデータ等々を踏まえまして、現状としては2,500が一つの目安だろうというところで源泉所有者会議の中で話を進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

ということは、それ以上の揚湯が進んだら、要するに枯渇の危機もありますよという一つの考え方ですね。

昨年、私は副市長のほうに聞いたときには、水位が地下31メートルが限界だと、一応線引きを言われました。現在の水量というか、地下何メートルなのか、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

5月の平均水位といたしまして、大体地下マイナス27メートルというところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

この27メートルというのは、この6月、7月、夏場において、大体地下何メートルぐらいまで水位が戻れば安定した揚湯が、下からの湧出があっているという判断をされているんですか。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

安定した湧出というものがどういった状況を示すのかなども分かりませんので、お答えはしかねるところでございますが、例年と比べて回復量としては同程度、昨年と比べても同程度の回復量とはなっていると認識はしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

以前から、6月、7月になれば、要するに源泉のお湯の水位が戻るということをずっと言われてきたわけなんですけど、今回、国のほうの温泉資源の保護に関するガイドライン、この改訂版が去年の12月に環境省自然環境局から出ております。この中を見たときに、全国的に源泉の水位が下がっているというところで表記をしてあるわけですね。だから、モニタリングをなさいと、していいですよというのが当然書いてあるわけですよ。そのモニタリングをした科学的な根拠によって、数値によって、各温泉の水位の動きで、やはり枯渇に結びつくのか、また、そのままの状態でも十分いけるのか、そういう判断材料になると書いてあるわけなんです。

嬉野もそのモニタリングをやってるわけですよ。この間のモニタリングの記録を、じゃあ担当課のほうはどういうふうに分析してるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

モニタリングは毎日データを取っておりまして、それを集計しているところでして、月ごとに揚湯量のくみ上げ量ですとか、源泉の水位というものはデータとして蓄積はしているところです。ですので、過去の数値と比較して現状はどうであるとか、例えば急激に減少した場合は、何か機械の故障があるのか、その他の要因があるのかといったところは随時調査をするようにはしております。

以上となります。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

そこを、やはりモニタリングをせっかく、もうここ何年ってやってあるわけなんですけど、そこをしっかりとやはり分析して、夏場の水位が——私以前は15メートルぐらいまで戻ると

いうふうに聞いてたんですよ。夏場がね。ところが、ここのところなかなかそういう数値が出てなかったというのは、モニタリングの資料をもらって見たときに、やっぱり嬉野温泉も減ってるのかなという心配をしたわけです。

そういう点について、やはり今後、やはりモニタリングから数値をしっかりと導き出して、今後のそういう揚湯量のルールづくりにちゃんと結びつけていけますかね。そこをちょっと質問します。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

現状といたしましても、数値を取って終わりではなく、それを基に、どういったことが発生しているのかというのは、原因の追求、究明も行っているところでございますし、必要に応じて源泉所有者会議のほうにも数字は共有させていただいておりますので、さらに活用は進めていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

やはりルールづくりに関しては、嬉野市特権というのが、やはりそのベースになる数値なり、そういったところをちゃんと示さないと、所有者の方々もなかなか納得さっさんと思うわけですよ。

だから、このガイドラインを見ているときに、やはりお互いがそこをお互いに共有し合ってお互いの意図で、おたくはこれまでこれだけやからという、揚湯量との、やはりお互いのルールづくりをされているわけですね。嬉野はまだそこまでいってないということですよね。そのための資料を、参考資料としてもモニタリングがあるわけなんですけど、何でそこをちゃんと分析をしないのか、私にはちょっと解せないんですよ。

○議長（田中政司君）

観光戦略統括監。

○観光戦略統括監（中野幸史君）

お答えをいたします。

源泉所有者会議の中では、繰り返しになりますが、数字につきまして共有をしております。その中で、それを基に皆さんでルールというものをつくっていただく方向で進めておりますので、そこは御理解いただけるとありがたいと思っております。

以上となります。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

データの分析ということでございますけども、モニタリングはそもそも嬉野市、随分前から導入をしている状況は、かなり他の温泉地と比べても進んでいるような状況じゃないかなと思っておりますし、実際のモニタリングの結果を踏まえて、今まさに2,500トン、日量を目指して、皆さんでこれからどういうふうな合意形成を図っていこうかというところが最も最たる課題だというふうに思っております。2,500トンよりさらに絞ることができればそれにこしたことはないですけども、当分の目安としては2,500をまず目標にしていこうということでございます。

様々な分析は、結構できてるのかなというふうなところで把握しております。このモニタリング以外にも、配湯管の調査でどれだけの不明な温泉水、要するに漏湯があるか。そういった割合も出てきておりますので、そういったところのデータをしっかり持った上で、どういう対策が必要かと。漏湯の対策、あと、ルールづくり、そういったところを今後進めていく必要があるというふうな方向性がありますので、そこをしっかりと注力して進めていきたいというふうなところで考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

市長が言われるのは分かるんですが、やはり嬉野市の担当課として、観光課として、このモニタリングを現在までずっとモニタリングされてるわけなんですけど、そこを基にして、嬉野の湯量量の限界なり、そういったところをきちんとはじき出さないと、源泉所有者の方々、また、配湯を受けている方々が納得して、そのルールづくりができたとは言えないわけじゃないですか。だから、数字を示してやるべきじゃないですかと私は言ってるんですが。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時9分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市長。

○市長（山口卓也君）

現在のルールづくりの状況で、先ほど2,500トンをまずは目標にしていこうというところ

で合意形成を図っているところでございます。さらに、それよりもっと少ない揚湯量であればこしたことはないですけども、まずは目標値として2,500トン。そこで、その先に2,500をどう配分するかというところが、今後、協議が、合意形成を図っていかなければいけない1つの大きな山だというふうに思っております。

その先に、それが実現できた先には、さらに揚湯量を絞った議論ができるんじゃないかなと思います。2,500トンでは足りないという御意見は確かにありましたけども、まずは源泉所有者会議全会一致で皆さんが共通できる目標というものをまずは定めようというところで一定の1つの適正水準ではないですけども、目安の基準として2,500トン为目标にまずは頑張らしましょう。その先に、その目標に従って配分をどうするかというのを、今後、皆さんで協議をするという方向性で今考えているところでございます。

モニタリングのそこにあつては、今、モニタリングをしている状況をしっかり分析しながら、皆さんで議論を進めている状況でございます。そういったところで御理解をいただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

市長、今からの源泉所有者会議の方向性での温泉資源保護の考え方というのは分かりました。

今後、やはりルールづくりをやるなら、やはり当然違反する人が出たり、そういった人が出た場合には、どういうふうなやり方を、罰則をつくるのかつくらないのか。やはりそういうところまで含めてしっかりと協議をしてほしいんですが、そのためには専門家の方を中に入れて、公にちゃんと公表できるような形でやってほしいんですが、そこはいかがですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

そのルールに関して、罰則とかそういったところも踏まえて、源泉所有者会議での協議の論点に掲げておりますので、今後、協議していくものだというふうに思っております。

ただ、その罰則を設けるに当たっては、かなり難しい部分があるというふうに認識をしております。それが効率的に本当に可能なのかどうかとか、そういったところが極めて難しいんじゃないかなというふうなところで現状は認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

源泉所有者会議の中身は大体分かりましたが、私が2番目に挙げている、市民を含めた協議会の設置というものはどういうふうに考えておられるのか。そこを伺います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

先ほどの回答と繰り返しになりますけども、そういった市民の皆さんを巻き込んだ議論、そういったところでの協議会の御提案だというふうに認識をしておりますが、まずは、まだ源泉所有者会議の中でのルールも今後進めていくような状況ですので、まずはそちらに注力をしていきたいということであります。

ただ、今後、市民の皆様にも情報共有等で、例えば、市報での周知とか、そういったところで広く関わって、こうした議会を通じて意見をいただくような形になるんじゃないかなと、当面は。というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

そしたら、源泉の水位が下がってくるのが大体11月、12月ですね。これまでの間にその答えが出ますか。そこはどうですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

一応、先ほどのルールづくり、源泉所有者会議のルールづくりですけども、毎月、源泉所有者会議を開催して、年内をめどにルールのスケジュール、今、源泉所有者会議の日程を組んでおりますので、できれば年内をめどに合意形成を図りたいというふうに思っているところでございます。

まだ半年ぐらいありますので、今後どういうふうな議論になるか。あくまで、源泉所有者会議の合議体というふうな形で進みますので、何か強制力のあるようなところまでは踏み込みませんが、皆さんで共通の認識を持って温泉資源を守ろうと、そういう意識は皆さん共通の認識で持っておりますので、皆さんと協力しながら、ルールづくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

もう一点、このモニタリングの資料を、数値をやはり読み込んでくれる、そういう専門家というのはどういうふうにされるんですか。自分の役所内でやるわけですか。それとも、第三者として専門家を頼んで、きちんと出していく。どういう考え方ですかね。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

その専門家がどういった専門家によると思いますけども、源泉所有者会議においても、これまで専門家の、アドバイザーのアドバイスを受けたりとか、先ほどの県の薬務課の方とか、そういったところもアドバイザーとして入っていただいております。嬉野市としても、しっかりとデータの分析は行っているものだというふうな感じはしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

県の方がアドバイザーなんですか。それとも、温泉の知識を持っておられる方もアドバイザーなんですか。それとも、そういう人が委員として一緒にやっていくというスタンスじゃないわけですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

オブザーバーです。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

分かりました。オブザーバーですね。オブザーバーということは、あくまでちょっとなかなか意見が言えない部分もあると思うんです。どうして、そこは委員としてやはり構成して、やはり温泉資源保護のための考え方をきちっと示すべきじゃないかと思うんですが、市長はいかがですかね。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

源泉所有者会議は、源泉の所有者ということで、そこに県の薬務課、オブザーバーということですけども、何か意見を求めたときにはしっかりと回答していただきますので、そう

いった立ち位置の、今現在は特段、仮に県の薬務課が委員になられたとして、そこがどういうふうな効果といたしますか、現状のオブザーバーでも十分意見はまとめられるし、意見を言っていただけるような環境にあるのかなというふうなところでは感じております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

市長がそう言うから、そこはそういう理解をしておきましょう。

本当にモニタリングのちゃんとした数値をきちんとやってください。

それから、あと２番目に移ります。

旧医療センター跡地活用について、前回、旧医療センター跡地活用について３分割の説明を受けておりますが、さらに、ここに企業誘致の場所としての方向性を考えられないのか。そのまた計画はないのか。再度伺います。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

以前から３分割での用途の利用ということで答弁をさせていただいたところでございます。しかしながら、北側についてはある一定の方向性が決まったというところで、予算のほうも上げさせていただいておりますが、中央ゾーン、そして南側ゾーンについては、まだはっきりとした方針が固まっていないというところでございます。そういった中で、我々としても、秘書広報課、企業誘致をしておりますので、そちらと協力しながら、今現在、サウンディング等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

以前は真ん中の、３分割の真ん中のところが健康づくりのための何か利用ということで聞いていたわけなんですけど、福祉ゾーンか。

今度は、新たに総合戦略を今度考えられておられますので、その中でちゃんとした企業誘致という計画の中で進められると理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

総合戦略は、今恐らく、市民からの御要望等でパブリックコメントを行っているかと思います。ちょっとそこを今待っていると、例えば、企業さんが来たときに手放してしまう可能性もありますので、そこはもう待ったなしというところで今どんどん話は進めております。

基本的には、中央ゾーンは商業のエリアというところで上げておりましたが、実際なかなかそういった企業が見つからないということもありましたので、幅広くいろんな業種問わず、様々な可能性を考えながらサウンディング等を行っています。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

以前の市長は、嬉野市単独でやるということを言われたわけなんですけど、今後はそういう県のほうともまた連携した、国のほうとも連携した形で考えていくと理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

今のところは、市独自で誘致活動は行っております。当然、県のほうでもいろんな企業誘致の相談といいますか、マッチングとか、そういうものをされておりますので、そちらのほうにも当然御相談をしながら進めております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

あれだけの面積のある土地を、やはり嬉野市だけどうこうというのはなかなか厳しいものがあるんじゃないかと。だから、私は以前から、県との連携でそういう企業誘致をやってくれないかという要望をしていたわけなんですけど、そこはどうなんですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

そういった御提案ということでございますが、今後、企業の立地も含めて幅広く、この医療センター跡地の活用を検討していこうというふうに考えております。

企業の立地に関しましては、県の企業立地課の担当者の方も、伴走支援とか、今後の締結に向けた、実現すればそういったところの相談という体制でお願いをしております。現状、

嬉野市が主体となって企業の立地に向けて取り組みながら、検討をしっかりと、情報交換もしているような状況でございますので、引き続きこの医療センター跡地の活用については進めていきたいというふうに考えております。

北側に関しましては、医療・福祉ゾーンとしての売却をもう既に予定しておりますが、この条例の中にも、議案の中にも、皆さん御理解をしていただいたというふうに思いますが、借入れを土地開発公社が行って、今の状況でございます。できるだけ早い段階で、金利の負担が生じますので、締結をするという意味で、できるだけ早い段階で活用方法、売却等を模索していきたいというふうに考えております。

それが、ひいては嬉野市福祉政策とか様々な行政サービスに本来充てるべき予算として活用していきたいというふうな方向性であります。

医療センター跡地以外にも土地開発公社が持っている土地というのが、長年、前は大野原の土地とかもございますので、そういったところは引き続き議員の皆様としっかりと御意見、また、お知恵を拝借しながら、今後の出口を皆様と共有できればなというふうに思っております。

金利が安い状況であれば、何もしなくても、塩漬けでもよかったというふうに考えておりますけれども、今後どうなるか分からないというところがございますので、そういったこの医療センター跡地が、これまでの歴史的な経緯、市民の皆様の寄附により成り立った土地であるという思いはしっかりと大切にしながら、だからこそ市民の皆様がしっかりと、企業の誘致・立地を進めることによって、働き手の確保とか、市内の経済の活性化、そういった一因につながるというところで目指していけたらなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

医療センター跡地の部分で、西公園の部分は、要するに都市公園としてまた別なんですよ。課長そうですね。ちょっと西公園の部分はまた別なんで、話はまた別なんです。要するに跡地で公園の部分、元公園の部分、あそこはまた更地にはなささんやったばってんが、あのままの状態を使うのか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

当初、南側ゾーンはアウトドアフィールドということで話をしていたかと思います。そう

いった中でいろんな取組ができないか。公園の一部も使ってできないかというところでいろんなサウンディング等はやってきたわけですが、ちょっと今現在がちょっとストップしているような状況でございます。なぜここをまだ開発公社として持っているかというところ、そういった事業をすることによって、補助を受けたりとか、そういうものが可能であるのではないかというふうな可能性もありますので、そのままの状態にはしております。今現在はそのままの状態ではありますが、今後については検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

そこはそうしたら分かりました。課長もうあそこの医療センターで使われていた源泉の井戸はもう廃止ということで考えとってよかですか。見とってよかですか。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

源泉はもともと３つ権利を持っておられまして、既に２つはもう廃止しております。ただ、１つは、今現在まだ廃止という形にはしておりません。今は中止というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

ということは、何か利用目的もあるわけですか。

○議長（田中政司君）

都市計画課長。

○都市計画課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

はっきりとした目的があるわけではないんですが、今後、利活用が何かできたときに、利活用できるような方法がないかというところで、今現在、１つは残しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

分かりました。

医療センター跡地に関しては、全体の計画というのが今度の総合戦略ですかね、総合計画か、そういう中で示されるわけですかね。跡地利用に関しては。そこまではなかとかな。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

具体的なところまで総合計画に明記をするということは難しいと——というのが、先ほど企業の立地を促進したいというふうに考えておりますけども、現実、それが実現できるかどうかははっきり言って難しいというふうに思いますし、ただ、そういったところ、方針自体は医療センター跡地を活用するという方向で進めているような状況でございます。具体的に事業が確定したりしたときは、個別に、計画とは別に皆様にお示しできたらなというふうに感じております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

分かりました。

そしたら、3番目の地域交通手段について伺います。

1つ目に、一部バス路線の廃止に伴い、どのような地域住民からの声があったのか。また、それを今後どのように政策化されていくのか伺います。担当課の方、よろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

令和7年9月末をもって、路線バス牛の岳線の廃止、路線バス嬉野線の一部区間廃止、路線バス下吉田線の大幅減便が行われ、沿線地域におきまして、計9回の代替交通に関する説明会等を開催いたしました。説明会では、これまで日常的に利用されていた路線がなくなることへの不安や、また抵抗感とともに、新たな停留所設置に関する具体的な要望もございました。

こういった沿線住民の皆様の御意見をお聞きしまして、市としましては、代替交通といたしまして、実証運行を開始した乗合タクシー、牛の岳線、関所跡線、下吉田線におきましては、従来の路線バスでは進入できなかった場所に新たに停留所を設けたほか、ルート上であればどこでも乗降可能なフリー乗降を一部導入し、さらに、廃止された路線バスよりも利用

しやすい運賃設定をするなど、地域の実情に即した運行を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

代替に乗合タクシーをしたということでお聞きしたわけなんです、この時間帯とか、やはりそういったところのローテーションというのは予約制じゃないんですかね。乗合タクシーは。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

ほとんどが予約制でございますが、一部定期的に運行している路線もございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

定期的に動いている路線というのはちょっと教えていただけますか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

まず、牛の岳線、こちらのほうは、牛の岳発の7時20分、8時23分の路線が路線定期。大野原線におきましては、7時35分始発の便が定期路線。そのほか、春日線におきましては、全て路線定期で運行しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

分かりました。私、湯野田なんです、彼杵からとか、不動山からのバス路線がなくなったということで、やはり高齢者の方が、どうしてもバスを利用していたのができないという部分もありまして、要するにもっと市民レベルの回遊するような、そういう交通手段というのは考えられないんですかね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、誰も気軽に乗れるバス路線があれば一番いいとは思いますが、今現在の状況といたしましては、その便を利用される方がかなり少ない状況でございます。そういった中で、一番有効な運行手段といたしまして、各所に乗合タクシー、路線バスが廃止したところは乗合タクシーを導入して、実証運行を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

できれば観光客の皆さんも移動する手段として利用できるという、そういう考え方を持って、やはり市内を回遊する、そういう交通手段というのはぜひ考えていただきたいと思っております。

あと2番目に入りますが、嬉野市の、今度、新庁舎が開業、10月から始まるわけなんです、嬉野・塩田線での交通手段というのは、時間的には朝晩なんですか。今のところのバス路線は。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

現在、塩田と嬉野をつなぐ祐徳自動車株式会社が運行する路線、五町田、谷所を回る吉田線も含めまして、嬉野線がございます。申し訳ございませんけど、今どの時間帯に運行しているかというのはちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとお答えできません。申し訳ございません。

○議長（田中政司君）

政策部長。

○政策部長（津山光朗君）

お答えいたします。

今、大体1時間1本は出ている状況ですので、不便はないかなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

コースとして、新庁舎の前でバスが止まるのか。そこら辺の設定は話し合いはされてるんですかね。

○議長（田中政司君）

政策部長。

○政策部長（津山光朗君）

お答えいたします。

今、嬉野市役所前ということでありますので、そこは不便はないと認識しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

何でそう言うかという、みゆき通りのほうに入ってくるバス路線があれば、職員の方も自家用車から乗合バスで通勤可能だなと。また、塩田からとか、地域住民の方がやはり役所の前に停留所があれば、乗り降りができれば、非常に便利になってくるんじゃないかと考えまして、一応伺ったわけなんです、そこら辺は今後そういう話ができるわけなんですかね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

今、答弁がありました嬉野市役所前というバス停からも、市役所までかなり近い距離にございますので、市役所に御用の方はそこを利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

市役所にお寄りいただく方々というのは、バス路線が庁舎の前で一旦停車して、またぐるっと回るといのがあればもっと喜ばれると思うんですが、課長ぜひ、30号線の市役所前の停留所は停留所で、それは必要かもしれません。ばってん、やはり住民の皆さんのバス利用を促進するためには、そういった考え方も必要じゃないかと私は思います。できればそういうことをぜひやっていただいて、新庁舎の完成と同時に、市民の皆さんの交通手段も便利になるよという考え方でもいいんじゃないかと思うんですが、市長どうですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

そういった利便性が向上するというのは、当然できれば可能だというふうに思いますけども、現状のバス会社による運行によるというところにございますので、そういった御意見がありましたよというふうなところでお伝えできればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

我々議会の議員のほうで視察等に行ったときも、バス路線というのは、新庁舎なり、そういったところの前に、近いところで御利用されています。それが普通じゃないかと私は思うんですが、ちょっと離れて歩いてくれというよりかは、課長、もうちょこっと頑張らしましょう。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（中村忠太郎君）

お答えいたします。

今、塩田・嬉野間、祐徳バスさんに運行をお願いしているわけですが、あの車両が市役所の前まで入るということは、非常にルート、路線のコースにもかなり影響があると思いますので、非常に難しいお願いになるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○９番（山口虎太郎君）

私は、バス路線は、やはり市の職員さんが逆に朝夕利用することによって客数は増えると思うんですよ。真っすぐそのまま役所前の国道34号をずっと走っていくよりか、毎日２回は役所の前を通過して、そういう職員さんたちの乗り入れ。また自家用車が減らせる。駐車スペースが十分に出てくる。そういったところでまた周辺の利活用というところも当然考えられるわけなんですけど、私は、課長、そういうところをちょっとお願いしたいんですがね。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

そういったところであれば、本当にいいと思いますけども、山口虎太郎議員がまずこちらに来るときにバスで来ていただくとか、そこからまずは皆で協力しながら、議員の皆さん

と職員が歩幅を合わせていく必要があるかなというふうに思っております。そういったところが、本当に機運の醸成というところが一番最初のスタートとして、皆さんで取り組んでいただければ、我々も取り組みやすいというふうなところで感じております。

バス路線だけではなくて、行政サービスの一環としてリモート窓口とか、実際に移動されなくてもできるような努力を、どっちにしてもお金の投資が必要だというふうに思いますけれども、一番効果的なといいますか、効率的な行政投資の部分に行っていきたいというふうに思っております。

市民の皆様が、あえてバスに、追加の、先ほどの路線の変更とかを生じさせなくても利用できるような行政窓口であったり、動く市役所というふうなことで上げておりますけれども、仮に行政窓口に来られなくても相談できるような、そういうふうなソフト的な対応で取り組んでいきたいというふうに考えております。ぜひ、そういったところで、皆様が困らないような利便性のある行政窓口に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○9番（山口虎太郎君）

市長の説明で一応理解しました。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで山口虎太郎議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで16時まで休憩します。

午後3時49分 休憩

午後4時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

一般質問の議事を続けます。

議席番号6番、阿部愛子議員の発言を許可いたします。阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

こんにちは。議席番号6番、日本共産党の阿部愛子です。傍聴していただいてありがとうございます。議長の許可が出ましたので、通告に従って質問を行います。

1つ目は、高齢者の難聴に対する支援について。2つ目は、妊婦健診の助成拡充についてです。壇上からは、高齢者の難聴に対する支援について行います。

嬉野のホームページで見ると、令和5年度の高齢者率、65歳以上での高齢者総数人口に占める割合は約35.7%とあります。市の総人口の約3人に1人が高齢者であることを示してい

ます。全国的な比較でも、また、日本全体の高齢者率で佐賀県全体の平均よりも高い水準で進んでいると記載されておりました。

それで、嬉野市では、高齢化が進む中で、健康づくりや元気に暮らせるための取組も行われています。地域の皆さんは、デイサービスや温泉に通われていて、大変お元気です。大きな声で聞こえないのは歳のせいで仕方ないよと言われていています。だが、電話の声が聞き取れない。聞き間違いや、後ろから来る車の音に気がつかない。そういう方が増えていると思います。皆さんに迷惑をかけるからと、自ら自粛されて、社会参加が減ってくるなどありますが、そのことは、脳の刺激が減って、脳の神経が使われなくなることにつながります。身体機能低下や生活の質の低下が進み、認知症のリスクが高まると言われています。

そこで、1つ目の質問を行います。

令和7年度から、基山町が、40歳以上の軽度・中度難聴の町民に対し、補聴器購入の2分の1を助成、片耳が5万、両耳で7万5,000円、県内で初めて行っています。嬉野市においても、聴覚障害者の2、3、4、6級の身体障害者手帳保持者及び18歳以下の軽度・中度難聴児以外の難聴者の支援はどのようなになっているのかお伺いします。

後の質問は質問席より行います。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（山口卓也君）

それでは、阿部愛子議員の質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の難聴に関する支援についてということでございますが、本市におきましては、身体障害者手帳の交付対象となる聴覚障害2級、3級、4級及び6級の方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入支援を行っております。また、18歳以下の軽度・中等度難聴児については、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業により、購入費の一部を助成しております。

しかしながら、上記以外の成人、軽・中等度難聴者、すなわち身体障害者手帳の対象とならない高齢者等の方につきましては、現時点では、本市独自の補聴器購入費助成制度は設けていません。

以上、阿部愛子議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

全国的に高齢化している中で、補聴器購入の助成を行っているところがだんだん増えてきています。

それで2つ目に入ります。老化による難聴者の補聴器利用で聴こえの改善が認知症のリス

クを減らすことが医学的にも分かっています。認知症が進めば、おうちにもいられないし、生活が送れないということになります。

そこで、嬉野市で高齢者の軽度・中度難聴の方に補聴器の購入に対して補助を行うという考えはないか伺います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

加齢に伴う難聴は、高齢者の日常生活や社会参加に大きな影響を及ぼすものであり、コミュニケーション機会の減少や、閉じ籠もり、さらには認知機能低下との関連も指摘されているところでございます。

現在、本市におきましては、身体障害者手帳の交付対象となる高度・重度難聴者に対しましては、障害者総合支援法に基づく補装具費支援制度により、補聴器の購入支援を行っております。一方で、高齢者の軽度・中度難聴者を対象とした補聴器購入助成制度につきましては、現時点では、本市独自の制度創設には至っておりません。本市におきましても先進事例を参考に、制度設計や財政負担、住民ニーズなどを調査・研究しながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

そういう購入制度がないということは、理由はどのようなことでしょうか。予算がないということなんでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

今、障害者の支援のほうで補聴器の助成をしておりますので、その該当になる分につきましては助成をしております。その該当にならない方についての助成につきましては、現在のところしておりませんが、認知症予防の話も出ましたが、認知症予防や介護予防の観点からは、その支援を受けて、支援をしていくというふうな状況で考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

予算を持ってくるのが大変ならば、啓蒙活動というか、普及するためにパンフレットを作るとか、そういう活動もあるんじゃないかと思うんですけども、そういうのは今されていないですね。もしそういうのがあればお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

今は特に啓蒙の活動等はしておりません。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

補聴器が庁舎内にあるのをつい最近分かりました。骨伝導のをどうですかという同僚議員の後に購入されたんだと思います。それで、どこにありますかと言って私が尋ねたんですけども、なかなか皆さんのところに、職員のところにも周知されてなくて、市民課の方はよく分かっていらっしゃいました。それで、庁舎を利用される方に、ここに補聴器がありますよという、そういうものでもちゃんと提示してくださるというか、何か書いてあるのがあれば分かるのかと思ったんですけども、どこにあるか分からなくて探したということがありましたので、そこを何とか改善してもらいたいなと思いました。

それで、次に行きます。九州で、基山町以外の自治体で補聴器購入助成を行っているところはありますか、お願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

九州内では、あと1件、福岡のほうでされているようにネットの情報で確認をいたしております。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

もう一つ宮崎のほうにもあるそうですね。

全国的には補聴器購入の自治体が増えているようですけども、全国的な自治体のほうは分かりますでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

具体的には把握しておりません。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

私がちょっと調べたところによると、令和5年で自治体は100ありましたが令和7年の11月の分では614自治体が補聴器購入の制度を行ってました。全国的に購入が進んでいるなど感じました。年を取っても元気に過ごせるということを、皆さんが自治体で行っているということなんですよ。

それで、現在、嬉野市の65歳以上の高齢者層が総人口に占める割合をお願いします。65歳以上の人たちが嬉野市の中でどのぐらいいらっしゃるか、大体分かりますか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

現在の高齢化率は36.74%となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

調べたときに、令和5年度で見たときに35.7%とありましたので、36.74だとそんなに進んでないのかなというふうにはちょっと感じました。

健康寿命を延ばすことで、フレイル、介護状態を防ぐための3つの柱の中に、栄養と運動と社会参加があります。コミュニケーションが取れない、聞こえないというのは、一番つらいことで、コミュニケーションを取るためには聞こえることが大切だと思いますので、市でも、軽度の難聴者の取組というんですか、そういうの必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

議員の御発言のとおり、加齢に伴う聴覚機能の低下は、コミュニケーション機会の減少や、社会参加の制限を通じて、高齢者の社会的孤立や認知機能低下、介護リスクの増加につながるということが指摘されております。いわゆる聴こえのフレイルは、高齢者の生活機能や健康寿命に影響を与える重要な課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

それで、高齢者社会の中で、補聴器購入補助にとどまらず、健康や生活の面でも捉えていかなければならないと思います。気軽に聴こえの状況を知ることができないかということで、東京都立産業技術研究センターと九州大学病院の耳鼻咽喉科の協力の下で開発されたのが、みんなの聴脳力テストチェックというのが、聴脳力は、聴こえる、頭の脳の力のチェックと書いてあるアプリがあります。実際に自治体における健康チェックや、医療機関・介護施設でも簡易的なチェックとして、スマホでフレイルの予防対策として使用されているようです。そして、高い評価を受けているということです。山形とか新座、久喜、町田、滋賀県のほうでも、自治体で介護予防として一緒に取り組んでいるというところがありました。

補聴器助成は重要ですが、それだけではなくて、最近では、高齢化が進む中で、公営のフレイルの予防や早期発見、早期の対応を行うことで、聴こえの状態を改善するとともに、総合的な対策予防が重要視されてきています。人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促して、社会的な孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防につなげていくということです。

山形の聴こえくつきり事業というのがありまして。医療、産業、医産学官、これを事業として行うことが必要だと捉えて、補聴器購入への助成だけではなくて、普及啓発、それから早期発見・早期対応、フォローアップデータ分析という流れで、補聴器購入のフォローアップ支援を行っています。この聴こえのフレイル対策を嬉野でも考えられないだろうか伺います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

現在、認知症カフェや、地域の通いの場や、老人クラブへの出前講座などがありまして、そこで言語聴覚士などを呼んで、聴こえの相談会を開いたり、老人クラブの出前講座で、聴こえのフレイルをテーマにして講義を行ったり、今後、集まりの場に出向くときに、聴こえのフレイルのチラシ等を配って周知をし、早期発見・早期対応ができるように対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

そこで、お医者さんたちの講義とかいうのはないんですかね。今やられているのは、出前

講座というのですけども、それとかカフェとかありますけども、なかなかそこに参加していらっしゃる方は、私の周りではその話を聞いたことがないんですけども、参加の状態を聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

詳しい人数等は今手元に持ちませんが、老人クラブの出前講座等は結構申込みもあっておりますし、認知症カフェ、通いの場も市内のほうに20か所近くありますので、そこには定期的に集まって、コミュニケーションを深めておられるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

なかなか軽度の認知症の方は、もう年取ってるから聞こえんのが当たり前よみたいな形で、受診にまではつながらないような気がします。そこで、医療というところが関わると違うのではないかと思ってるんですね。そういう山形の聴こえくつきり事業とかいう政策とかやり方をやっていただければ、少し皆さんの聴こえ、自分が聞こえてないというところに気がつくんじゃないかと思うんですね。徐々に耳が聞こえなくなるから、自分ではなかなか気がつきにくい。家族の人がテレビが随分うるさいねと言われて、あら聞こえんのかねというふうに気がつくとおっしゃってました。だから、そのところを早め早めに対策を取っていただけるようなところを考えてもらいたいと思っているんですね。そういう参考にするということは考えてらっしゃらない——検討をしていこうかということもどうでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（馬郡裕美君）

お答えいたします。

加齢に伴う難聴につきましては、さっき議員おっしゃられたように、段階的に徐々になっていきますので、加齢のせいかなというふうに本人としても認識がないまま進んでいくこともあると思いますので、早期発見というか、早期に確認できるような仕組みづくりや、気づきができるような支援の体制等を今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

山形のを見ますと、最初は補聴器を購入されるけども、それは高くなくていい。その代わりにちゃんと受診をするか、お医者さんにいつも診てもらうか、調整をしてもらって、5年、10年と使えますよというところで、最初はちょっとお金がかかるけども、あとはそんなに変わらないというようなことを聞きました。それで、そういうふうに皆さんの元気を、嬉野の皆さんの元気をいつまでも続けるために検討してもらいたいと思ってこれを取り上げました。

次に行かせていただきます。

2つ目は、妊婦健診助成の拡充についてです。

唐津市では、現行の妊婦40週まで助成していましたが、令和8年度から、妊娠40週1日以降も助成が充実されました。嬉野でも、現在、妊娠40週まで14回の妊婦健康診査が受けられています。妊娠40週を過ぎても出産直前の経済的・心理的負担を軽減し、安心して必要な妊婦健康診査が受けられるように助成期間を延ばすということを充実することは考えていないか、お願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（本村淳子君）

お答えいたします。

妊婦健診につきましては、妊婦及び胎児の健康管理を行い、安全・安心な出産につなげるために重要な事業であると認識しています。妊娠の初期には4週に1回、中期には2週に1回、後期には週1回受けられるように、国が示した標準的回数の14回受診できるように健診票を14枚交付しています。14回健診を受けられた方は、令和7年度の出産144人に対して22人で、12.9%であります。健診を受けるのが14回未満の方が9割となっておりまして、40週を過ぎても健診票が数枚残っているという状況にある方が多いことになります。この健診票は、出産まで残っている健診に使用することができます。予定日を超過した場合は、追加の健診が必要となることもあり、妊婦の皆様が経済的・心理的な不安を抱かれることにつきましては、十分認識をしております。

一方で、妊娠40週以降の管理につきましては、母体や胎児の状況を踏まえて、かかりつけ医の産科医の専門的判断の下で個別に対応されているところでありますので、健診頻度や内容についても個人差があると思います。

そのため、現時点では、妊婦健診票の助成の期間延長や独自拡充を行う考えはございませんが、妊婦の不安軽減を図る観点から、引き続き伴走型相談支援や、不安のある方に対しての保健師による相談等を通じて、安心して出産に臨める環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

9割の方が残っているということですね。

40週を過ぎて出産した人は、いらっしゃらなかったか、病院につながったかですかね。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（本村淳子君）

お答えいたします。

令和7年度は、40週を過ぎて出産された方は47名いらっしゃいます。出生数144名に対して32.6%となりますけれども、内訳としまして、40週を過ぎて出産した方のうち、40週6日までに出産された方は39人、41週以降の方は8人でした。また、40週を過ぎて健診票を使用して健診を受けられた方は、40週6日までは13人、41週以降の方は4人となっております、合計17人の方が40週を過ぎても無料で受けられる健診票を使って受診していただいているという状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

ということは、14枚でも十分使えたということですね。

佐賀市のほうでちょっと聞き込みをしました。保育園のお母さんたちに対して行ったんですけども、受診票が足りないと答えた方は1割でした。それで、出産日が決まって、母子手帳と一緒に受診票をもらうわけですけども、もらう前、妊娠したと決まる前に受診をするときに自己負担なので、その助成が欲しいという声が多数聞かれました。初回の受診について、嬉野はどういうふうになっているかお伺いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（本村淳子君）

お答えいたします。

妊娠が分かった時点で一旦医療機関を受診されると思いますけれども、簡易的な検査で御自身で受けられて、医療機関を受診されるケースが多いかと思うのですが、初めての受診のときに妊娠したということが分かったとしても、すぐに母子手帳をもらってきてくださいと先生がおっしゃる状況ではないです。ある程度確認をされて、心音等を確認されてから母子手帳の交付を勧められますので、確かに無料で受けられる健診票をもらう前の受診が数回あるとは認識をしております。以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

分かりました。妊娠に対して、お産に対してはかなりお金がかかるので、皆さん準備をしたり、自分の心配をしたり、仕事ができなかったりなので、そういうところから助成をしてもらえるといいなと思います。

低所得者の対応はどうなっているのかお伺いします。妊娠と受診に対しての。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（本村淳子君）

お答えいたします。

今、14枚、妊婦健診の無料券を交付しておりますけれども、こちらは所得の有無等は、低所得等関係なく皆さんに一律で交付しておりますので、妊娠された方は皆さん受診することができます。

以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

分かりました。

もし流産した場合の助成金はどうなっているかというのをお伺いしたいと思います。22週からは早産になってますけども、12週以前のところでの支給はどうなっているかお願いします。支給体制はどうなっているか。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（本村淳子君）

お答えいたします。

現在、妊婦のための支援給付金というものを行っています。妊娠したら5万円、出産したら5万円給付しているものですが、こちらにつきまして、昨年度から流産についても給付ができるようになっておりますので、そういった場合でも5万円の給付を受けることができます。

以上です。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

分かりました。流産すれば心身ともにつらい思いをされると思いますので、そういうお金の心配までしなくていいということはとてもいいことだと思います。

それで、今、嬉野では、産科は医療センターのみとなっています。そして、夜間の小児科はなくなりました。

そこで、市長に伺います。子どもを産み育てやすい嬉野にするために、市の取組を伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（山口卓也君）

妊娠・出産・子育て、切れ目ない支援を引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

選挙のときの公約にも掲げましたが、出産祝い制度、そういった創設なんかを今後協議していきたいというふうに思っております。先ほどの高齢者福祉もそうですけども、あらゆる先進事例を参考にしながら、高齢者福祉政策、また子育て支援政策を充実策として様々な案を検討していきたいというふうに思っておりますし、子育て支援政策に関しましては、予算の確保というものをまず第一に考えながら、それ以外の政策とも調整が必要だというふうに思っておりますので、予算を確保した上で、出産祝い制度であったり、妊娠・出産に係る費用負担の軽減に努めていきたいというふうに思っております。それ以外でも、多子世帯の支援として、宿泊応援キャンペーンみたいなところも、子育て世帯にはしっかり手厚い補助をするとか、そういった視点は子育て政策のみならず、いろんなあらゆる場面で、そういう視点を踏まえて政策の実行に当たっていききたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

阿部愛子議員。

○6番（阿部愛子君）

ありがとうございました。

子どもたちが本当に嬉野で育って、また戻ってくるような、そういう嬉野にしていってもらいたいと思いますし、一緒にやっていきたいと思います。今回どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（田中政司君）

これで阿部愛子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時33分 散会